

保育料等の在り方検討委員会 報告書

2012年12月10日

町田市保育料等の在り方検討委員会

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 第Ⅰ章 保育サービスの現状 | 2 |
| 1. 町田市における保育サービスの現状と計画 | 2 |
| 2. 保育サービスの利用と負担 | 4 |
| 3. 求められる保育サービスの多様化 | 12 |
| 4. 保育料等に関する市民意識調査の結果 | 13 |
| 第Ⅱ章 保育料等における課題 | 18 |
| 1. 認可保育所と認可外保育施設の保育料における課題 | 18 |
| 2. 認可保育所の収入に応じた階層別・年齢別保育料における課題 | 20 |
| 3. 特別保育等の料金における課題 | 22 |
| 4. その他 | 25 |
| 第Ⅲ章 検討した課題および提言 | 26 |
| 第Ⅳ章 提言に基づくシミュレーション | 32 |
| おわりに | 40 |
| 資料編 | 41 |
| 1. 町田市保育料等の在り方検討委員会委員名簿 | 42 |
| 2. 開催日程 | 43 |
| 3. 町田市保育料等の在り方検討委員会設置要綱 | 44 |

はじめに

町田市保育料等の在り方検討委員会は、町田市から委嘱を受け、保育サービスの利用者負担の公平性のあるべき検討を行うため、2012年6月に発足しました。

委嘱を受けた席では、市長から、町田市には認可保育所に入れない多くの待機児童がいること、認可保育所の利用料金とそれ以外の保育サービスを利用した場合の利用料金に差があることなどの現状を踏まえ、保育サービスの利用者の負担の在り方および公費負担の在り方について、保育サービスだけでなく幅広い議論をいただきたいとの話がありました。

2004年に発足した「町田市保育料問題懇談会」による提言に基づき、認可保育所の保育料は2005年4月に見直されましたが、その後は保育料の見直しはされていません。

しかし、2004年以降、就業形態の多様化と共に、町田市の保育サービスは多様化してきました。このため、2005年には幼稚園での預かり保育が制度化され、2007年には認可外の保育施設の利用者に対し、利用料を補助する制度が創設されました。また、2008年には、町田市で初となる認定こども園が誕生しました。

このような状況を踏まえ、まず町田市の保育サービスの現状を理解し、それらの保育サービスの利用者負担や公費負担などの課題を議論しました。さらには、町田市在住の未就学児を持つ保護者2,000名を対象にした保育料等に関する市民意識調査の結果や他市の現状等も参考にしながら検討を進めてまいりました。

計7回の委員会を開催し検討を重ねた末、結果がまとまりましたので、ここにご報告いたします。

2012年12月10日

町田市保育料等の在り方検討委員会

第 I 章 保育サービスの現状

本章では、子育て環境の変化を整理するとともに、町田市における保育サービスの状況や保育料負担の在り方について比較し、整理しました。

1. 町田市における保育サービスの現状と計画

(1) 保育サービスの現状

町田市においては、表 I-1 のとおり、保育施設数、定員が増加しています。認可保育所は、2010年度以降、年平均で施設数は3~4カ所、定員数は200名程度増加しています。また、認可外保育施設の定員数も増加しており、本報告書において「認可外保育施設」とは、市が運営経費等を補助している施設で、表 I-1 に示す4種の施設を指します。

表 I-1 市内保育施設定員内訳

【各年度4月1日現在】

| | | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | |
|--------------|-----------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 保育施設 | 認可保育所数 (定員) | 48 (4,291) | 49 (4,398) | 49 (4,439) | 53 (4,702) | 56 (5,050) | 60 (5,283) | |
| | 認可外保育施設 | 認証保育所数 (定員) | 7 (209) | 7 (209) | 7 (259) | 7 (280) | 7 (280) | 7 (282) |
| | | 家庭的保育者数 (定員) | 5 (21) | 4 (18) | 4 (18) | 6 (24) | 11 (47) | 12 (54) |
| | | 保育室数 (定員) | 2 (24) | 2 (24) | 2 (24) | 1 (12) | 1 (12) | 1 (12) |
| | | 認定こども園に付帯する認可外施設数(定員) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (28) | 1 (28) | 1 (28) | 1 (40) |
| | | 認可外施設数計 (定員計) | 14 (254) | 13 (251) | 14 (329) | 15 (344) | 20 (367) | 21 (388) |
| | 保育施設数計 (定員計) | 62 (4,545) | 62 (4,649) | 63 (4,768) | 68 (5,046) | 76 (5,417) | 81 (5,671) | |
| 保育施設数計 前年比 | - | 0 | 1 | 5 | 8 | 5 | | |
| 保育施設定員計 前年比 | - | 104 | 119 | 278 | 371 | 254 | | |
| 入所待機児童数(新定義) | 273 | 234 | 417 | 396 | 435 | 293 | | |

表 I-2 は、2012年4月1日現在の認可保育所の待機児童数の内訳を表しています。待機児童数の考え方には旧定義と新定義の2つがあります。旧定義とは、認可保育所の入所待ちをしている児童数すべてとする考え方で、新定義とは、旧定義の児童数のうち、認可外保育施設を利用している児童や保育所入所申込書の中で入所希望保育所を1施設

しか選択しなかったことで、結果として入所できなかった児童を差し引いた数とする考え方です。

2012年4月1日現在の待機児童数は、旧定義では449名であるのに対し、新定義では293名となっています。定員数は着実に増えていますが、増加定員数に見合うほどの待機児童数の減少がみられません。

表 I - 2 入所待機児童数の内訳

【2012年4月1日現在】

| | 総数 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入所待機児童数(旧定義) ① | 449 | 70 | 216 | 114 | 37 | 11 | 1 |
| 認証保育所利用者数 | 68 | 10 | 39 | 14 | 2 | 3 | 0 |
| 家庭的保育利用者数 | 39 | 3 | 30 | 6 | | | |
| 保育室利用者数 | 3 | 2 | 1 | 0 | | | |
| 認定こども園(認可外)利用者数 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | |
| 第一希望のみの申請者数 | 44 | 11 | 11 | 8 | 12 | 2 | 0 |
| 小計 ② | 156 | 26 | 81 | 30 | 14 | 5 | 0 |
| 入所待機児童数(新定義)(①-②) | 293 | 44 | 135 | 84 | 23 | 6 | 1 |

表 I - 3は、2007年度から2011年度の保育にかかる経費の推移を表しています。認可保育所が48園から56園と、8園増加している影響で、5年間で12億8000万円の増加となっています。

表 I - 3 町田市の保育にかかる経費(決算額)の推移

| | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保育にかかる経費 | 7,661,653 | 7,846,484 | 8,052,923 | 8,628,018 | 8,942,154 |
| (前年度からの増加額) | (-) | (1.8億円増) | (2.1億円増) | (5.8億円増) | (3.1億円増) |

※保育にかかる経費とは、各種保育サービスの施設運営経費、認可外保育施設等入所児童保護者補助金、公立の認可保育所の人件費等を指します。

(2) 保育施設の整備計画

表 I-4は、町田市が策定した保育サービス3ヵ年計画による定員増を表したものです。2012年度から2014年度の3年間に、認可保育所の新設を6園、増改築11園、認定こども園7園等の整備を行い、合計851人の定員増を予定しています。

表 I-4 保育サービス 3 ヵ年計画による定員増(※1)

| 年度 | 新設の認可保育所による定員増 | 認可保育所の増改築による定員増 | 認定こども園(※2)による定員増 | 家庭的保育者による定員増 | 合計 |
|------|----------------|-----------------|------------------|--------------|-------|
| 2012 | 120 人(2 園) | 79 人 (3 園) | 48 人(2 園) | 10 人(2 カ所) | 257 人 |
| 2013 | 200 人(2 園) | 82 人 (6 園) | 48 人(2 園) | 10 人(2 カ所) | 340 人 |
| 2014 | 120 人(2 園) | 52 人 (分園 2 園) | 72 人(3 園) | 10 人(2 カ所) | 254 人 |
| 計 | 440 人(6 園) | 213 人 (11 園) | 168 人(7 園) | 30 人(6 カ所) | 851 人 |

(※1)状況変化等により計画の見直しを行う場合があります。

(※2)ここでいう認定こども園とは、幼保連携型認定こども園を指します。

2. 保育サービスの利用と負担

(1) 保育サービス・幼稚園の負担の状況

表 I-5は、認可保育所、認可外保育施設および幼稚園の利用料を比較したものです。認可保育所の入所児童の属する世帯は、所得税額等の区分と児童の年齢区分に応じた利用料を負担しますが、認可保育所以外については、所得税額等に応じた利用料となっていません。なお認可外保育施設の利用者には、利用者負担軽減として市から月額15,000円の補助金が支払われています。

表 I - 5 町田市保育サービス・幼稚園の比較表

【2012年4月1日現在】

| 種類 | | 利用料 | 負担軽減 | 運営経費 | 預かり時間 |
|-----------------|-----------------|--|---|--|--------------------|
| 認可保育所 (※1) | | 0歳 17,400円/月 1歳 17,000円/月 2歳 20,484円/月 3歳 15,127円/月 4歳 13,885円/月 5歳 14,166円/月 | 国の基準よりも低い徴収基準額を、各市が独自に定めることで対応 | ・0～2歳 137,550円/月 ・3～5歳 49,403円/月 | 11時間/日 220時間/月 |
| 認可外保育施設 (※2) | 認証保育所 | 0歳 63,000円/月 1歳 58,000円/月 2歳 58,000円/月 3歳 53,000円/月 4歳 53,000円/月 5歳 53,000円/月 | ・認可外保育施設等 入所児童保護者補助金 15,000円/月 | ・0～2歳 163,426円/月 ・3～5歳 111,240円/月 | 11時間/日 220時間/月 |
| | 家庭的保育 | ・0～2歳同額 ・給食費実費 42,000円/月 | | ・0～2歳 123,133円/月 | 8時間/日 160時間/月 |
| | 保育室 | ・0～2歳同額 ・給食費込み 42,000円/月 | | ・0～2歳 143,200円/月 | 8.5時間/日 170時間/月 |
| | 認定こども園 (認可外) | ・0～2歳同額 ・給食費込み 44,000円/月 | | ・0～2歳 112,860円/月 | 11時間/日 220時間/月 |
| 幼稚園 | | 3～5歳 39,007円/月 | ・私立幼稚園等園児 保護者補助金 ・幼稚園就園奨励費 補助金 ・私立幼稚園入園 促進補助金 12,183円/月 | ・3～5歳 53,048円/月 | 4時間/日 80時間/月 |

(※1) 認可保育所の運営経費は施設定員80名、認証保育所の運営経費は施設定員40名未満で算出しており、また認可保育所の年齢別利用料は、2010年度の実績値からの平均を記載しています。

(※2) 認可外保育施設は一律の利用料となっています。

表 I - 5における認可保育所の利用料（保育料）は、実績に基づいた平均を記載しましたが、個々の保育料については、表 I - 6のとおり、国が各自治体に対し、保育料の徴収目安（徴収基準額表）を定めており、これを受けて町田市では利用者の負担軽減のため、表 I - 7のように独自の徴収基準額を定め、保育料を徴収しています。

表 I - 6 認可保育所保育料の国徴収基準額表

【2012年4月1日現在】

| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
|------|----------------------------|----------|----------|
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | 6,000円 |
| 第3階層 | 市町村民税課税世帯 | 19,500円 | 16,500円 |
| 第4階層 | 所得税額:40,000円未満 | 30,000円 | 27,000円 |
| 第5階層 | 所得税額:40,000円以上 103,000円未満 | 44,500円 | 41,500円 |
| 第6階層 | 所得税額:103,000円以上 413,000円未満 | 61,000円 | 58,000円 |
| 第7階層 | 所得税額:413,000円以上 734,000円未満 | 80,000円 | 77,000円 |
| 第8階層 | 所得税額:734,000円以上 | 104,000円 | 101,000円 |

町田市では、利用者の負担軽減の方法として、国徴収基準額表より階層区分及び年齢区分を細分化し、以下のような区分に基づき保育料を徴収しています。

表 I-7 認可保育所保育料の町田市徴収基準額表

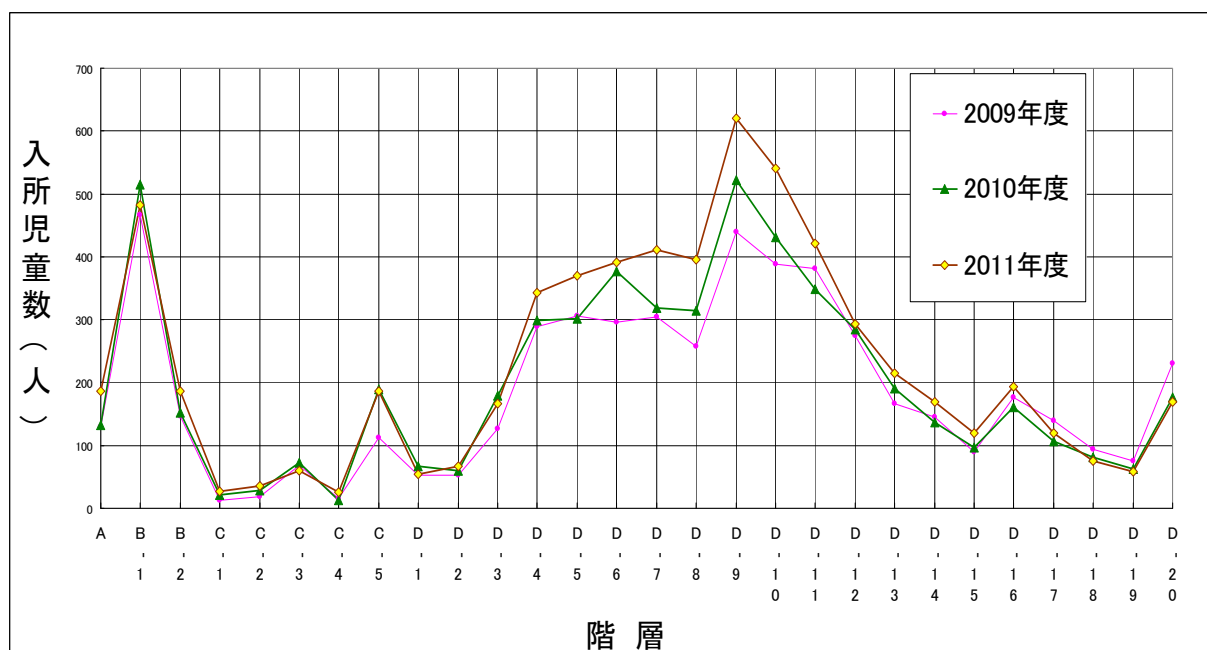
【2012年4月1日現在】

| 各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収金基準額(月額) | | |
|-------------------------|---|---------------------------|--------|--------|
| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
| A | 生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯 | 0 | 0 | 0 |
| B-1 | A階層及びD階層を除く世帯で、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯 | ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 |
| B-2 | | ひとり親世帯等を除き、市町村民税非課税世帯 | 1,300 | 1,200 |
| C-1 | | ひとり親世帯等で、均等割のみ課税されている世帯 | 2,700 | 2,200 |
| C-2 | | ひとり親世帯等を除き、均等割のみ課税されている世帯 | 2,900 | 2,300 |
| C-3 | | ひとり親世帯等で、所得割が課税されている世帯 | 3,400 | 2,700 |
| C-4 | | ひとり親世帯等を除き、所得割5,000円未満の世帯 | 3,600 | 2,800 |
| C-5 | ひとり親世帯等を除き、所得割5,000円以上の世帯 | 3,800 | 3,100 | 3,100 |
| D-1 | A階層を除き前年分の所得税課税世帯で、その所得税の額が右の区分に該当する世帯 | 3,000円 未満 | 4,500 | 4,300 |
| D-2 | | 3,000円 以上 6,000円 未満 | 6,600 | 5,700 |
| D-3 | | 6,000円 以上 15,000円 未満 | 9,700 | 7,200 |
| D-4 | | 15,000円 以上 30,000円 未満 | 13,100 | 9,400 |
| D-5 | | 30,000円 以上 45,000円 未満 | 15,700 | 11,200 |
| D-6 | | 45,000円 以上 60,000円 未満 | 18,700 | 13,600 |
| D-7 | | 60,000円 以上 75,000円 未満 | 21,400 | 15,200 |
| D-8 | | 75,000円 以上 90,000円 未満 | 24,100 | 17,100 |
| D-9 | | 90,000円 以上 125,000円 未満 | 27,600 | 19,200 |
| D-10 | | 125,000円 以上 166,000円 未満 | 30,200 | 20,900 |
| D-11 | | 166,000円 以上 207,000円 未満 | 32,600 | 22,500 |
| D-12 | | 207,000円 以上 251,000円 未満 | 35,100 | 23,900 |
| D-13 | | 251,000円 以上 295,000円 未満 | 37,400 | 25,400 |
| D-14 | | 295,000円 以上 340,000円 未満 | 39,600 | 27,000 |
| D-15 | | 340,000円 以上 390,000円 未満 | 41,700 | 28,600 |
| D-16 | | 390,000円 以上 490,000円 未満 | 43,900 | 30,200 |
| D-17 | | 490,000円 以上 595,000円 未満 | 46,400 | 31,900 |
| D-18 | | 595,000円 以上 700,000円 未満 | 48,900 | 33,600 |
| D-19 | | 700,000円 以上 805,000円 未満 | 51,400 | 35,400 |
| D-20 | | 805,000円 以上 | 53,800 | 35,400 |

(2) 認可保育所の保育料階層分布の年度別比較

町田市徴収基準額表における各階層の入所児童数の分布を2009年度から2011年度までの3年間で比較すると図 I - 1 のとおりとなり、年度ごとの分布傾向に大きな差はありません。一方、階層によって入所児童数に大きなばらつきがあり、いくつかの山型が形成され、中でもD-9階層（所得税額90,000円以上125,000円未満）とB-1階層（ひとり親世帯で市町村民税非課税世帯）に大きなピークがあります。

図 I - 1 町田市の保育料階層分布における入所児童数の年度別比較 【各年度4月1日現在】



(3) 多摩26市における国徴収基準額に対する徴収割合の現状

多摩26市では、表Ⅰ－8のとおり、2009年度から2011年度の国徴収基準額に対する徴収割合は、大半が40%から55%程度となっています。なお、国徴収基準額との差額は、各市が負担しています。

表Ⅰ－8 国徴収基準額に対する多摩26市の徴収割合

(単位：%)

| 2009年度 | | | 2010年度 | | | 2011年度 | | |
|--------|------|----------------|--------|------|----------------|--------|------|----------------|
| 順位 | 市名 | 国徴収基準額に対する徴収割合 | 順位 | 市名 | 国徴収基準額に対する徴収割合 | 順位 | 市名 | 国徴収基準額に対する徴収割合 |
| 1 | 青梅 | 55.8 | 1 | 狛江 | 55.4 | 1 | 青梅 | 55.3 |
| 2 | 狛江 | 55.4 | 2 | 青梅 | 55.3 | 2 | 稲城 | 53.8 |
| 3 | 稲城 | 53.9 | 3 | 稲城 | 53.6 | 3 | 狛江 | 53.6 |
| 4 | あきる野 | 53.5 | 4 | 東久留米 | 52.5 | 4 | 東久留米 | 52.7 |
| 5 | 東久留米 | 53.1 | 5 | あきる野 | 52.4 | 5 | あきる野 | 52.7 |
| 6 | 国立 | 52.5 | 6 | 東大和 | 51.4 | 6 | 東大和 | 51.3 |
| 7 | 武蔵村山 | 51.9 | 7 | 武蔵村山 | 51.0 | 7 | 武蔵村山 | 51.1 |
| 8 | 東大和 | 51.8 | 8 | 八王子 | 50.6 | 8 | 八王子 | 50.9 |
| 9 | 八王子 | 51.6 | 9 | 国立 | 50.0 | 9 | 国立 | 50.0 |
| 10 | 昭島 | 51.4 | 10 | 西東京 | 50.0 | 10 | 西東京 | 50.0 |
| 11 | 西東京 | 51.2 | 11 | 国分寺 | 49.6 | 11 | 国分寺 | 49.6 |
| 12 | 武蔵野 | 50.3 | 12 | 町田 | 49.3 | 12 | 府中 | 49.6 |
| 13 | 町田 | 50.3 | 13 | 府中 | 49.2 | 13 | 三鷹 | 48.9 |
| 14 | 府中 | 50.1 | 14 | 調布 | 48.7 | 14 | 町田 | 48.6 |
| 15 | 調布 | 50.1 | 15 | 三鷹 | 48.4 | 15 | 調布 | 48.6 |
| 16 | 多摩 | 49.8 | 16 | 小平 | 47.8 | 16 | 昭島 | 48.3 |
| 17 | 三鷹 | 49.6 | 17 | 多摩 | 47.8 | 17 | 武蔵野 | 47.6 |
| 18 | 小平 | 48.8 | 18 | 武蔵野 | 47.6 | 18 | 多摩 | 47.3 |
| 19 | 国分寺 | 48.0 | 19 | 昭島 | 47.6 | 19 | 小平 | 47.2 |
| 20 | 清瀬 | 47.8 | 20 | 清瀬 | 46.5 | 20 | 清瀬 | 46.5 |
| 21 | 日野 | 46.9 | 21 | 日野 | 46.0 | 21 | 日野 | 45.5 |
| 22 | 立川 | 45.6 | 22 | 羽村 | 44.8 | 22 | 羽村 | 44.8 |
| 23 | 羽村 | 45.3 | 23 | 立川 | 44.0 | 23 | 立川 | 43.8 |
| 24 | 福生 | 44.5 | 24 | 福生 | 43.4 | 24 | 福生 | 43.7 |
| 25 | 東村山 | 43.6 | 25 | 東村山 | 42.7 | 25 | 東村山 | 41.9 |
| 26 | 小金井 | 43.4 | 26 | 小金井 | 41.6 | 26 | 小金井 | 41.5 |

(4) 多摩26市における特別保育の現状

認可保育所で行われている保育サービスのうち、午前7時から午後6時までの基本となる保育（以下「通常保育」と言う。）以外の、延長保育や一時保育、また病児・病後児保育といった保育サービスの利用料（以下、「特別保育料等」と言う。）に関し、2012年4月1日現在における町田市及び多摩26市との比較を行ったものが、表Ⅰ－9と表Ⅰ－10です。認可保育所の保育料と異なり、各市による独自性がみられます。

表Ⅰ－9 各市の特別保育料等の比較(1)

【2012年4月1日現在】

| 区分 市名 | 延長保育 | | 一時保育 | | 病児・病後児保育 | |
|----------|---------------------------------|--|---------------|--|-----------|--|
| | 時間-施設 | 利用料(月額) | 施設数 | 利用料 | 施設数 | 利用料 |
| 町田 | 1時間-5 2時間-1 4時間-1 | 月1～4日利用の場合 600～2940円/日 月5日以上利用の場合 3000～14700円/日 | 5 | 4時間以内1500円 4時間以上3000円 (食事別途) | 4 (16) | 一日 2000円 生保及び所得税非課税 かつ住民税非課税0円、 所得税非課税世帯1000円 |
| 八王子 | 30分-15 (公設民営 6園) 1時間-1 | 30分2500円 1時間3200円 | 4(公設民 営1園) | 4時間1600円 5時間2000円 6時間2400円 1日(8時間30分)3200円 | 3 (12) | 一日2500円 (給食費別途350～600円) 生保及び住民税非課税0円、 所得税非課税世帯1000円 |
| 立川 | 30分-9 1時間-1 | 30分 2000円～5000円 1時間 2500円～5000円 2時間 乳児8000円～ 12000円 幼児6000円～ 11000円 | 1 | 4時間まで2000円 4～8時間4000円 | 1 (4) | 一日 2500円 生保及び住民税非課税0円、 所得税非課税世帯1500円 |
| 武蔵野 | 30分-7 | 2500円 | 3 | 2時間まで1600円 2～4時間2500円 4～6時間4000円 6時間～ 5000円 | 2 (8) | 4時間未満2500円 4時間超え5000円 生保及び住民税非課税2000 円、所得税非課税世帯1000 円を減免 |
| 三鷹 | 1時間-13 2時間-5 4時間-1 | 10分100円(上限6000円) 1時間以降10分125円(上 限なし) | 3 | 19時まで1時間600円 19時～及び平日以外1時間 750円 (食事別途) | 2 (8) | 一日 4000円 (昼食400～500円) 半日 2000円 生保世帯は免除 |
| 青梅 | - | 園毎に決定 | - | - | 1 (4) | 一日 2500円 生保世帯は2000円を減免 |
| 府中 | 1時間-12 2時間-3 4時間-1 | 3歳未満:3500～19200円 (1回500～2400円) 3歳以上:3000～14400円 (1回400～1800円) | 1(公設民 営) | 1～2歳1時間600円 3～5歳1時間450円 | 2 (10) | 一日 2500円 生保・非課税世帯は免除 |
| 昭島 | 1時間-2 | 3000円 | 2 | 2000円/日 | 2 (7) | 一日 2000円 生保・非課税世帯は免除 (食事・おやつ代別途500円徴 収) |
| 調布 | 1時間-10 2時間-1 4時間-1 | 3500円(20園) 3500～12000円(11園) 3500～17000円(1園) | 6 | 4時間以内1500円 4～8時間3000円 8時間超え3300円～3500円 (食事別途) | 2 (8) | 一日 2500円 生保・非課税世帯は免除 |
| 小金井 | 1時間-5 | 2500円 | 2 | 半日1000円 1日 2000円 | - | - |
| 小平 | 45分-10 | 2500円 | 10 | (緊急一時保育) 1～3歳未満1日 1700円 3歳以上1日 800円 | 1 (4) | 一日 3000円 半日 1500円 生保・非課税世帯は免除、食 事・おやつ代別途徴収 |
| 日野 | 1時間-12 | 2500円(1回700円) | 2 | 各園で決定 | 2 (8) | 一日 3000円(市民) 生保・非課税世帯は免除 |
| 東村山 | 1時間-6 2時間-1 | 1時間1回500円上限4000円 2時間1回700円上限5600円 | 1 | 4時間以内1500円 4時間以上2500円 | - | - |

表 I - 10 各市の特別保育料等の比較(2)

【2012年4月1日現在】

| 区分 市名 | 延長保育 | | 一時保育 | | 病児・病後児保育 | |
|----------|-------------------------|--|---------------|---|-----------|--|
| | 時間-施設 | 利用料(月額) | 施設数 | 利用料 | 施設数 | 利用料 |
| 国分寺 | 1時間-6 2時間-1 | 1時間2500円(1回400円) 2時間5000円(1回800円) | 1 | (緊急一時保育) 0~2歳: 半日1600円 1日3200円 3歳以上: 半日1500円 1日3000円 | 3 (12) | 一日 1500円 延長500円 生保・非課税世帯は免除 |
| 国立 | 1時間-4 | 2500円(1回500円) | - | 0歳: 半日2000円 1日4000円 1歳: 半日1500円 1日3000円 2歳以上: 半日1000円、 1日2000円(食事別途) | 1 (6) | 1日 2000円 生保・非課税世帯中国残留 邦人等支援給付受給世帯は 免除 |
| 福生 | 1時間-1 | 3000円 | 1 | 1日2500円 | 1 (4) | 一日 2500円 1時間400円 (6時間超1日料金) 生保・非課税世帯は免除 食事代・おやつ代は別途徴収 |
| 狛江 | 1時間-6 | 3000円 | 2 | 4時間以内1500円 4時間以上3000円 (食事別途) | 1 (10) | 一日 2000円 生保・非課税世帯は免除 |
| 東大和 | 1時間-1 | 1時間2500円 2時間5000円 | 1 | (一時)半日1200円 1日 2400円 (緊急一時保育) 1・2歳: 1日1700円、3歳~: 1日800円 | 1 (6) | 一日 2000円 生保世帯 500円 所得税・市民税非課税世帯 1000円 |
| 清瀬 | 1時間-4 | 2500円(1回500円) | 8(公設民 営1園) | 1日1000円 | 1 (4) | 1日 3000円(食事代含) 1時間500円(6時間超は1日 料金、食事200円・おやつ100 円) 生保・非課税世帯は免除 |
| 東久留米 | 30分-1 1時間-3 2時間-2 | 30分上限2000円~2500円 (1回無料~250円) 1時間上限2500円 (1回500円) 2時間上限5000円 (1回1000円) | 2(公設民 営) | 半日1000円 1日 2000円 | 1 (4) | 登録料2000円(年間) 4時間まで2000円 4時間超4000円 |
| 武蔵村山 | 2時間-1 | 1時間2500~4000円 2時間5000~8000円 | 1 | 半日 0・1歳 2000円 2歳以上 1500円 1日 0・1歳4000円 2歳以上3000円 (延長等別途) | 1 (4) | 1日 2000円 生保世帯は無料 |
| 多摩 | 1時間-2 | 1時間2500円 2時間10000~12500円 3時間12500~15000円 4時間15000~17500円 | - | 1歳 1日 2500円~ 2歳 1日 2200円~ | 6人/日 | 1日 2000円 |
| 稲城 | 1時間-5 | 3200円(臨時30分500円) | - | 4時間未満: 1・2歳1800円 3歳以上1500円 4~8時間: 1・2歳3000円 3歳以上2500円 延長30分500円 | 1 (2) | 1日 2000円 |
| 羽村 | 1時間-4 | 1時間3500~4000円 2時間7000~8000円 ※日額設定あり | - | 0・1歳 1日 2800円 2歳以上 1日 2300円 (時間預かり可 料金別途) | 1 (4) | 0~1歳児 1日 2800円 2歳以上児 1日2300円 |
| あきる野 | 30分-2 | 1500円(1回30分300円) | - | 0歳 4時間以内2000円 4時間超3000円 1歳以上 4時間以内1500円 4時間超2500円 | 1 (4) | 1日 2000円 生保世帯は無料 |
| 西東京 | 1時間-11 2時間-6 | 1時間300円 | 6(公設民 営4園) | 4時間以内 1200円 4時間超 2400円(別途昼 食200円、おやつ150円) | 2 (10) | 4時間以内 1500円 4時間超 3000円 |

※病児保育と病後児保育の両方を実施している施設もあるため、施設数のみ掲載しています。

3. 求められる保育サービスの多様化

1985年の男女雇用機会均等法の施行後、女性の就労率が高まり、保育サービスを必要とする家庭の数が増加していると考えられます。認可保育所は、そうした中で多くの子育て家庭に利用されるようになり、就労支援としての役割も担ってきました。

また、商業、サービス業の年中無休・24時間営業の一般化が進む等、土日勤務や不規則な勤務時間で働く人々が増えてきました。その結果、子育て中の保護者の就業や生活の多様化に合わせ、保育に対するニーズも多様化してきました。

表Ⅰ-11は、多様化する保育ニーズに対応するため、提供してきた特別保育の実施園数と利用者数の推移を表したものです。延長保育を実施している施設の中には、夜10時までの延長保育を実施している施設もあり、長時間にわたる延長保育の利用者も、年々増加しています。

表Ⅰ-11 認可保育所における延長保育・一時保育等の実施園数・利用者数の推移

| 年度 | | 延長保育 | 一時保育 | 休日保育 | 病児・病後児保育 |
|------|---------|---------|--------|------|----------|
| 2008 | 実施園数(園) | 49 | 35 | 1 | 4 |
| | 利用者数(人) | 147,107 | 35,094 | 506 | 1,080 |
| 2009 | 実施園数(園) | 49 | 34 | 1 | 4 |
| | 利用者数(人) | 141,346 | 30,311 | 411 | 1,034 |
| 2010 | 実施園数(園) | 53 | 34 | 1 | 4 |
| | 利用者数(人) | 139,828 | 30,880 | 251 | 1,241 |
| 2011 | 実施園数(園) | 56 | 35 | 1 | 4 |
| | 利用者数(人) | 163,162 | 30,769 | 430 | 1,406 |

※利用者数は、1日単位の延べ人数です。

また、認可外保育施設の中にも、通常保育の時間帯を指定して利用するのではなく、保育サービスを必要とする全体の時間数(量)で利用契約できるといった柔軟な仕組みをもっている保育サービスがあります。また、駅前等の利便性の高い場所にある施設も多く、利用者に合わせたサービスが増えてきました。

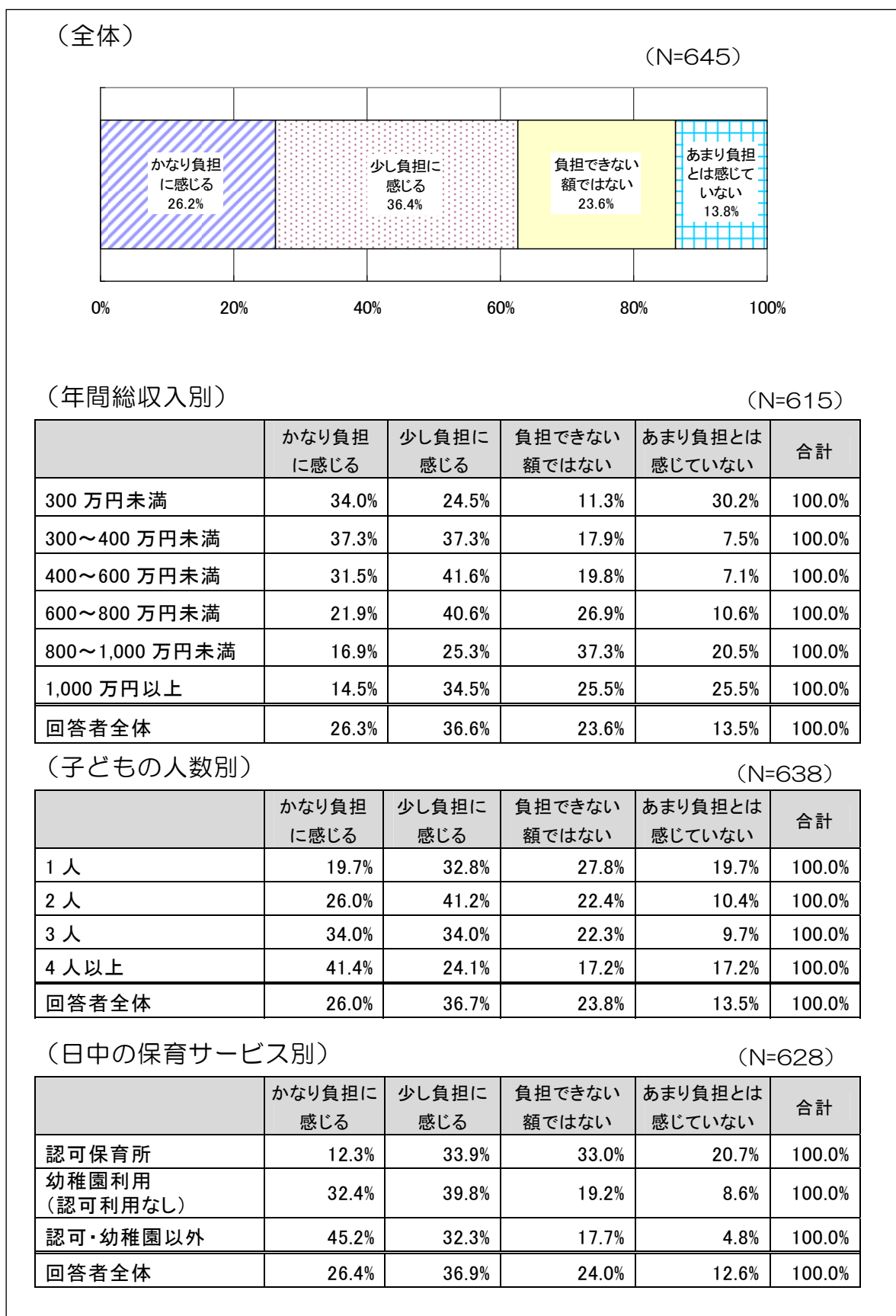
4. 保育料等に関する市民の意識調査の結果

安定的な保育サービスの提供と負担の公平性を確保する観点から保育料等の在り方を検討するにあたって、保育料等に関する市民意識調査（アンケート）を実施しました。町田市内在住の就学前（小学校入学前）児童のいる世帯から無作為に2,000世帯を抽出し、郵送配布・郵送回収により800世帯（回収率40%）の回答を得ました。詳細については、別冊の「保育料等に関する意識調査 報告書」を参照ください。

（1）保育サービス利用料の負担感

図 I-2 は、保育サービス・幼稚園の利用料の負担をどのように感じるかといったアンケートの質問に対し得られた回答を集計したものです。「かなり負担を感じる」、「少し負担を感じる」と回答した世帯を合わせると、負担を感じている世帯は6割を超えています。年間総収入額が増えると「かなり負担を感じる」の割合が減少し、「あまり負担とは感じていない」と回答した世帯の割合が増える傾向にあります。ただし、300万円未満の収入の世帯の「あまり負担とは感じていない」と回答する割合がその他の収入の世帯に比べ高くなります。また、世帯の子どもの人数が増えると「かなり負担を感じる」と回答する世帯の割合が高くなります。日中の保育サービス別の表では、子どもが認可保育所を利用している世帯に比べ、認可保育所も幼稚園も利用していない世帯（認可・幼稚園以外）の方が、「負担を感じる」と回答した世帯の割合が高くなっています。

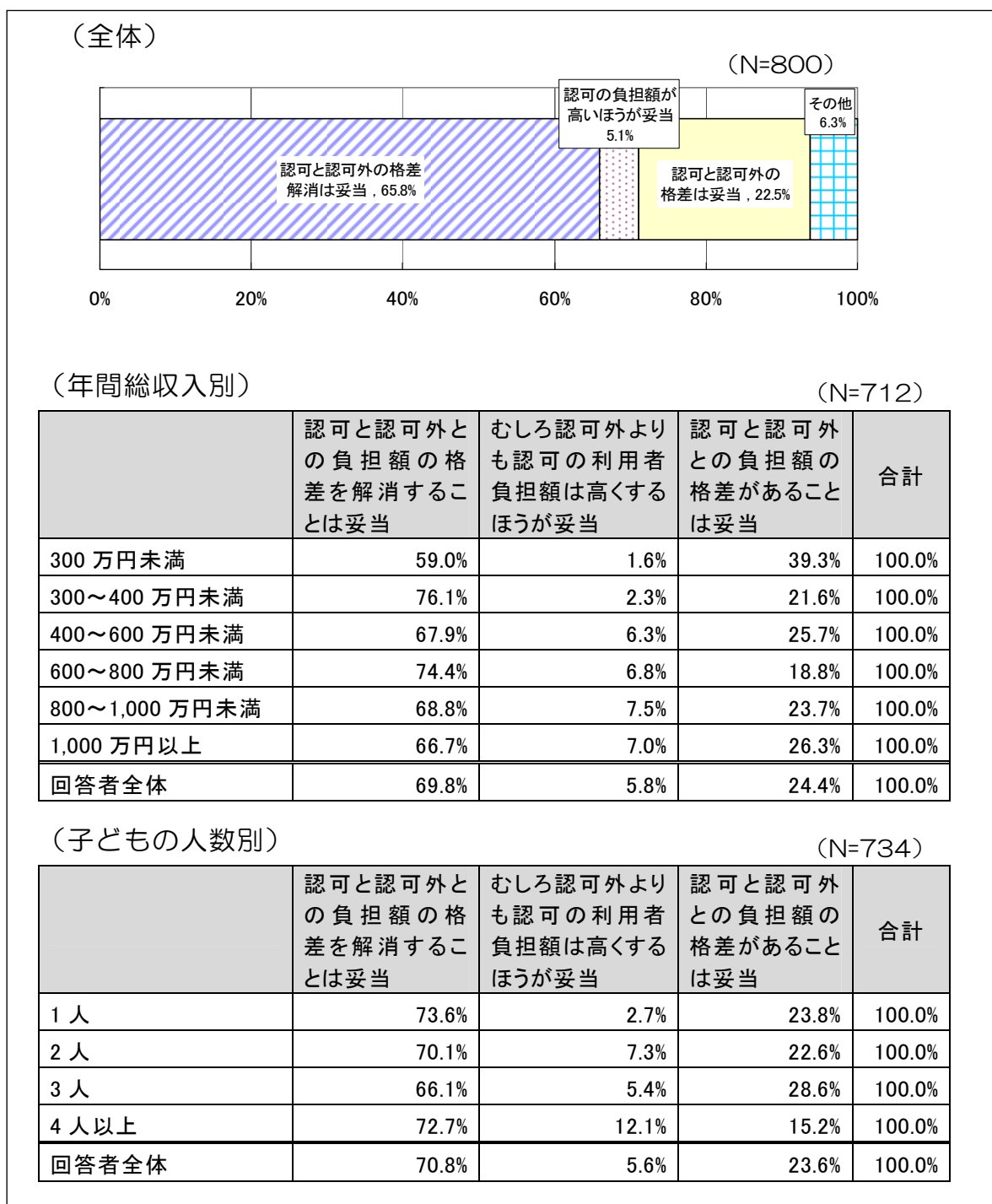
図 I-2 保育サービス・幼稚園の利用料の負担感 (Nは有効回答数 以下同じ)



(2) 認可保育所と認可外保育施設の負担格差

図 I-3は、認可保育所と認可外保育施設における利用者負担の格差について、どのように考えるかといった質問に対し、得られた回答を集計したものです。3人に2人が「認可保育所と認可外保育の（負担額の）格差解消は妥当」と回答しており、年間総収入額が300万円未満の世帯、子ども的人数が多い世帯で「認可と認可外の（負担額の）格差は妥当」とする割合が高い傾向がみられます。

図 I-3 認可と認可外の負担額の格差



(3) 認可保育所月額保育料の見直し

図 I-4にあるように、約7割の回答者が、認可保育所の月額保育料の増額を容認しています。増額容認の回答を金額別に整理した図 I-5をみると、増額容認については、1,000円以上3,000円未満の増額が妥当とする意見が最も多くなっています。5,000円未満まででみると、増額容認という回答のうち過半数（74%）となっています。

図 I-4 認可保育所の月額保育料の見直し

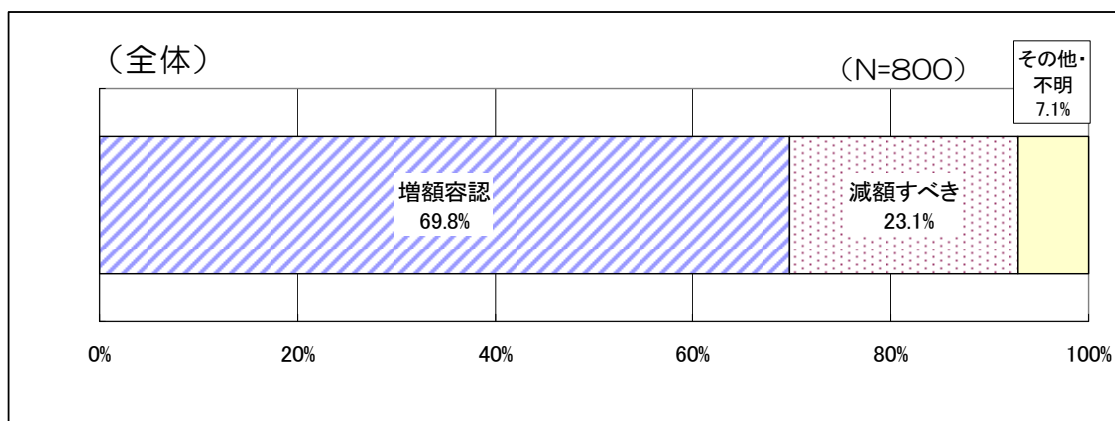
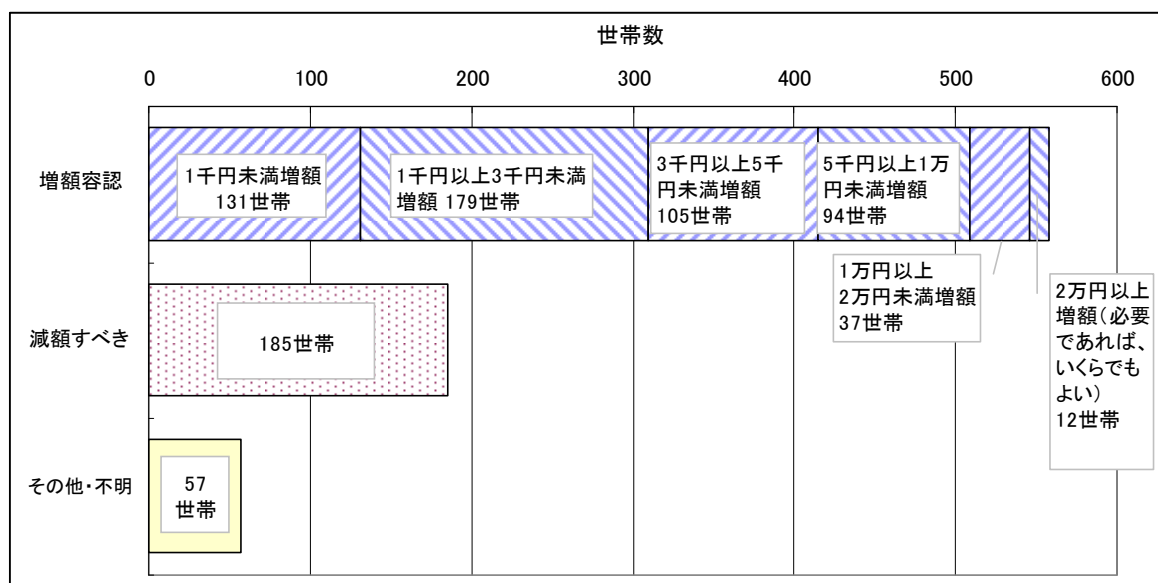


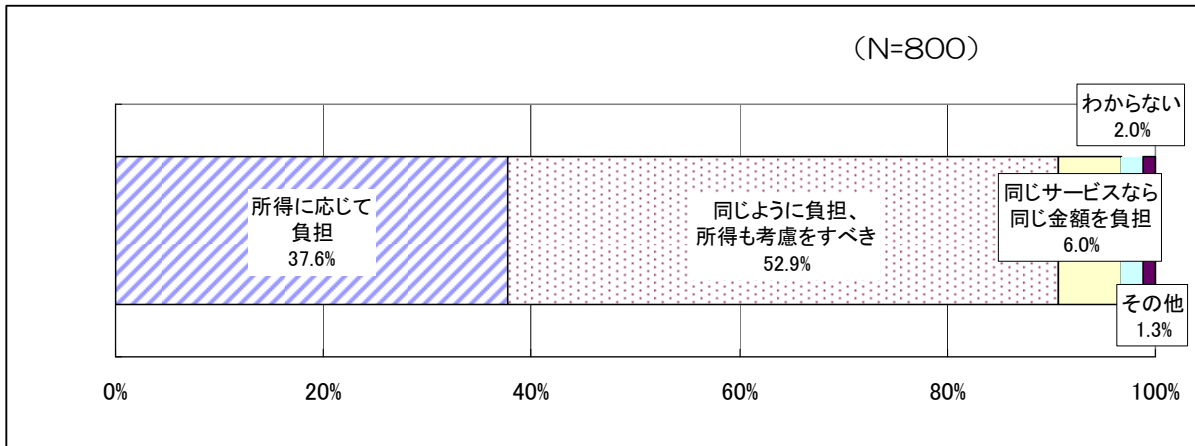
図 I-5 認可保育所の月額保育料見直しの妥当額



(4) 保育料の世帯所得に応じた階層区分について

図 I-6にあるように、世帯所得に応じた階層区分については、「所得に応じて負担」と「同じように負担、所得も考慮すべき」の回答を合わせると9割を超えています。現在のように「利用者の所得に応じた負担（応能負担）」を基本としつつ、「受けるサービスの内容に応じた負担（応益負担）」を考えるべきとする意見が多くなっています。

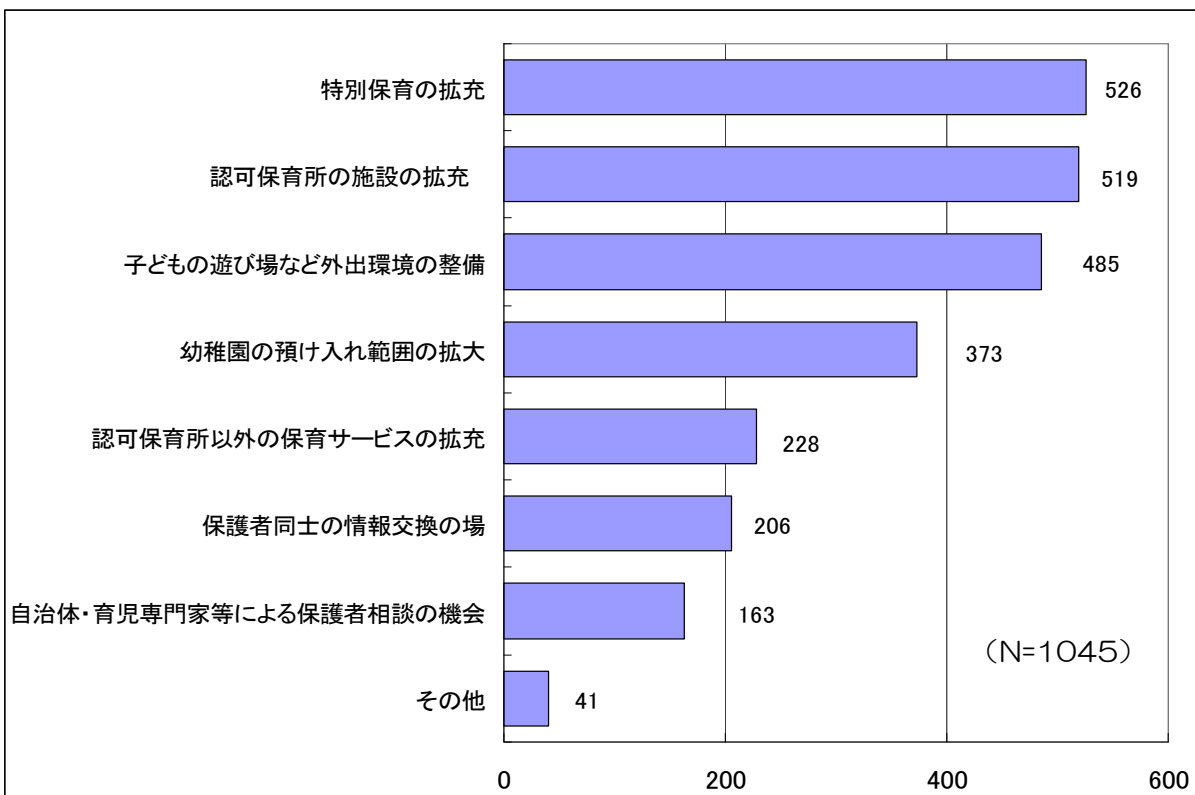
図 I - 6 認可保育所の保育料の世帯所得に応じた階層区分



(5) 子育てを充実させるために必要な施策

ニーズが多い施策は、「特別保育の拡充」「認可保育所の拡充」そして「子どもの遊び場などの外出環境の整備」です。自由記入においても、これらに対する意見は多く寄せられています。

図 I - 7 子育てを充実させるのに必要と思われる施策（複数回答）



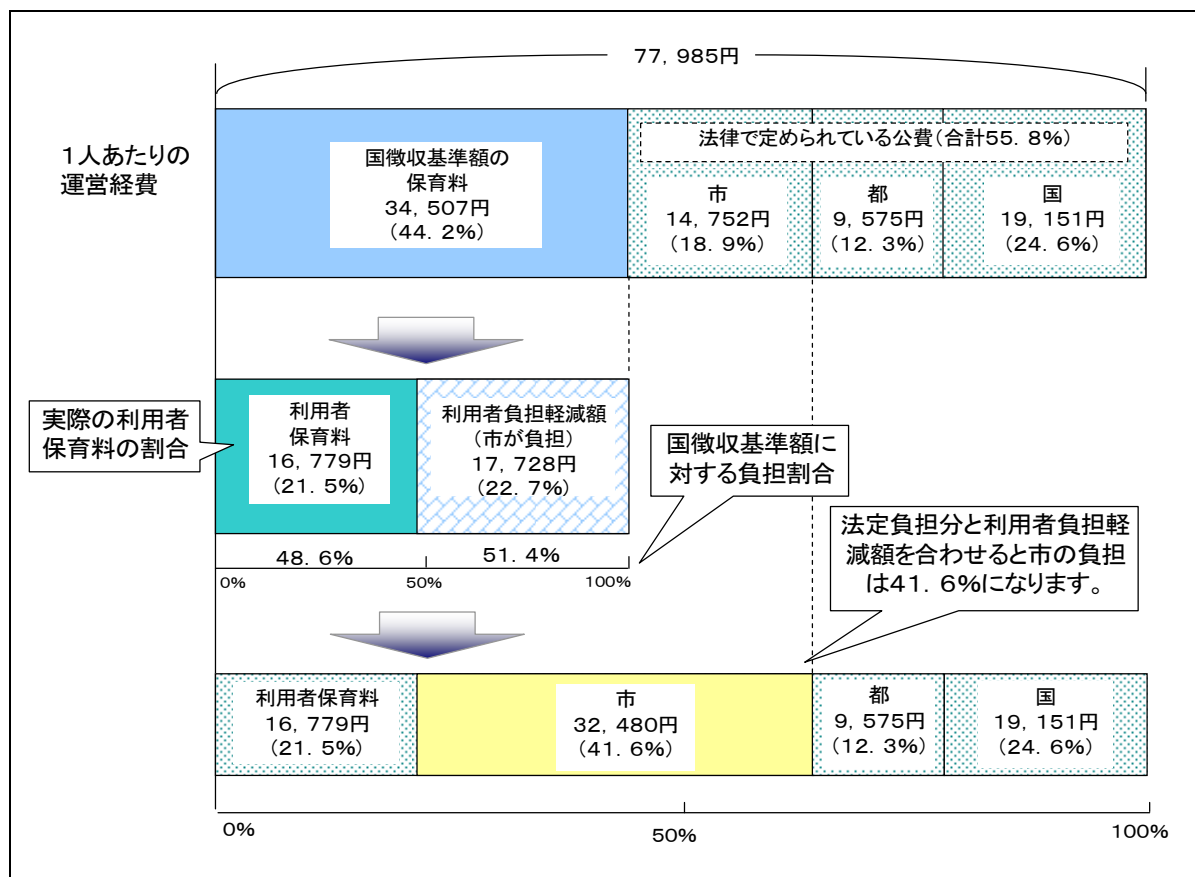
第Ⅱ章 保育料等における課題

本章では、町田市における保育料等の在り方の検討に際して、保育ニーズと保育サービスの提供について分析し、課題を整理します。

1. 認可保育所と認可外保育施設の保育料における課題

認可保育所の運営に要する費用（運営経費）は、児童福祉法の定めにより、利用者と行政で負担しています。利用者が負担する保育料については、国が自治体に対し徴収目安（国徴収基準額）を定めており、残りを国・都・市の公費で負担することとなっています。町田市では認可保育所利用者の負担軽減として、国徴収基準額よりも低い基準を保育料として設定しています。2011年度実績でみると、図Ⅱ-1で示したように、認可保育所利用者が負担する目安である国徴収基準額の半分以上（全体比 22.7%、17,728円）を町田市が代わりに負担しています。この結果、町田市の負担は、法律で定められている公費負担分 18.9%（14,753円）を合わせると、運営経費の 41.6%（32,480円）となっています。

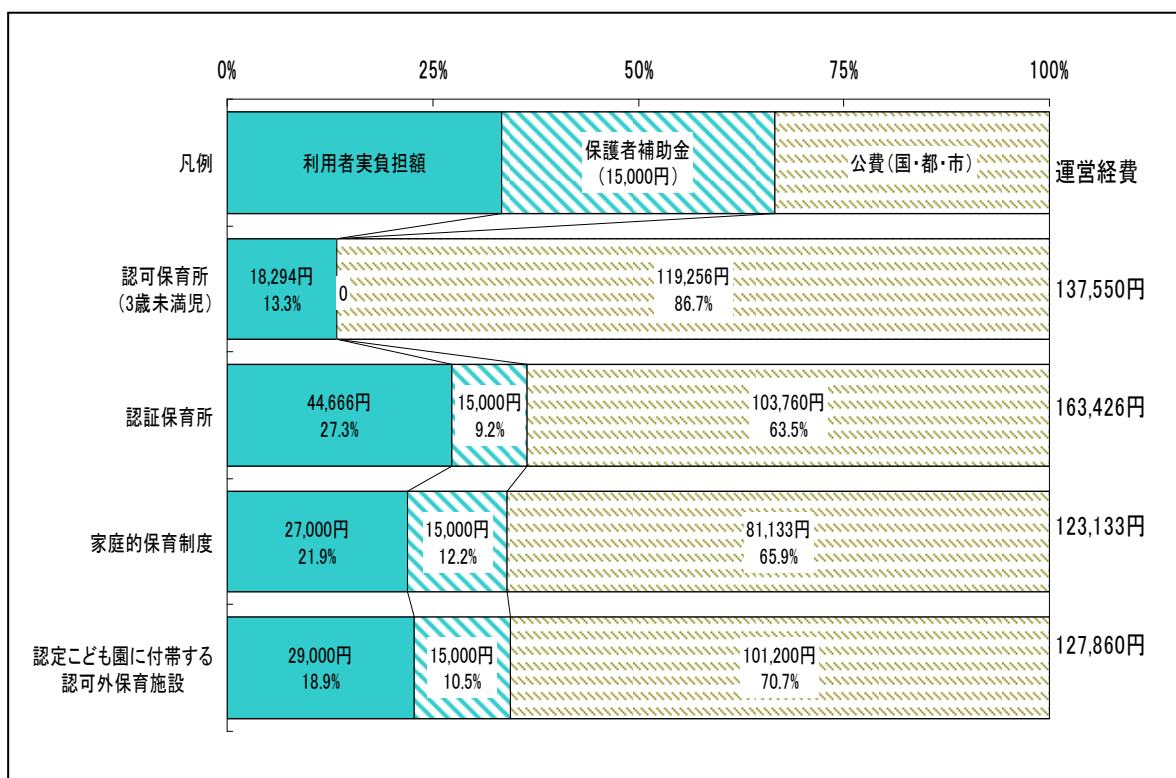
図Ⅱ-1 認可保育所入所児童1人当たりの運営経費(月額) (2011年度実績)



表Ⅰ－５（５ ページ）は、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の利用料（保育料）を記載したものです。認可外保育施設と幼稚園には、経済的負担軽減を図る目的での補助金がありますが、その補助金を差し引いた実質負担額においても認可保育所の保育料との負担額には格差があります。

なお 2012 年度の 3 歳未満児の平均における各施設の運営経費に占める利用者負担割合で比較しても、図Ⅱ－２ のとおり認可保育所の 18,924 円、13.3%に対し、認可外保育施設はいずれも高い利用者負担額、負担割合となっています。

図Ⅱ－２ 認可保育所と認可外保育施設の利用者負担割合



また、表Ⅱ－１ のとおり、認可外保育施設の利用者の中には、認可保育所への入所を希望し、申し込み中となっている「在籍待機児童」も年々増加しています。これらの方々は、結果として希望する認可保育所に入所できなかったため、認可外保育施設を利用していると思われます。同じ市内であっても地域によって認可保育所の需要と供給のバランスが異なる状況にあること、その年の募集人員や希望する利用開始時期といったわずかの差が認可保育所に入所できるかできないかのラインとなっていることもあることを考えますと、在籍待機児童の増加は、認可保育所と認可外保育施設の利用料において、許容される格差が以前に比べ狭まっているのかもしれませんが。

表Ⅱ－1 認可外保育施設に在籍している認可保育所の待機児童

| 年度 | 在籍待機児童数 | | | | 合計 | 待機児童数 (新定義) |
|------|---------|-------|-----|-----------------|------|----------------|
| | 認証保育所 | 家庭的保育 | 保育室 | 認定こども園 (認可外) | | |
| 2008 | 27人 | 12人 | 6人 | 0人 | 45人 | 234人 |
| 2009 | 75人 | 10人 | 7人 | 0人 | 92人 | 417人 |
| 2010 | 66人 | 15人 | 5人 | 0人 | 86人 | 396人 |
| 2011 | 62人 | 29人 | 7人 | 0人 | 98人 | 435人 |
| 2012 | 68人 | 39人 | 3人 | 2人 | 112人 | 293人 |

以上の内容を総合的に検討した結果、利用者の公平性の確保の観点から、認可保育所と認可外保育施設の保育料に大きな格差があるということ、改善すべき課題の一つと判断しました。

2. 認可保育所の収入に応じた階層別・年齢別保育料における課題

町田市における認可保育所の保育料は、表Ⅰ－7（7 ページ）のように、児童が属する世帯の収入（市民税など）と児童の年齢に基づいて定められています。収入に基づく階層は 28 階層、年齢による区分は 3 歳未満児、3 歳児、4 歳以上児の 3 区分となっています。したがって、町田市の認可保育所における保育料の在り方においては、収入に基づく階層別と年齢別の区分に分けて検討しました。

国の基準では、収入に基づく階層は表Ⅰ－6（6 ページ）のように 8 階層、年齢による区分は 3 歳未満児、3 歳以上児の 2 区分となっていますので、町田市においては、より利用者の負担に配慮した、きめ細やかな区分になっています。なお年齢別区分の細分化は、2004 年の町田市保育料問題懇談会において、年齢別単価を基礎とした年齢別保育料を検討し、適正な負担が望ましいとの提言を受けた結果です。

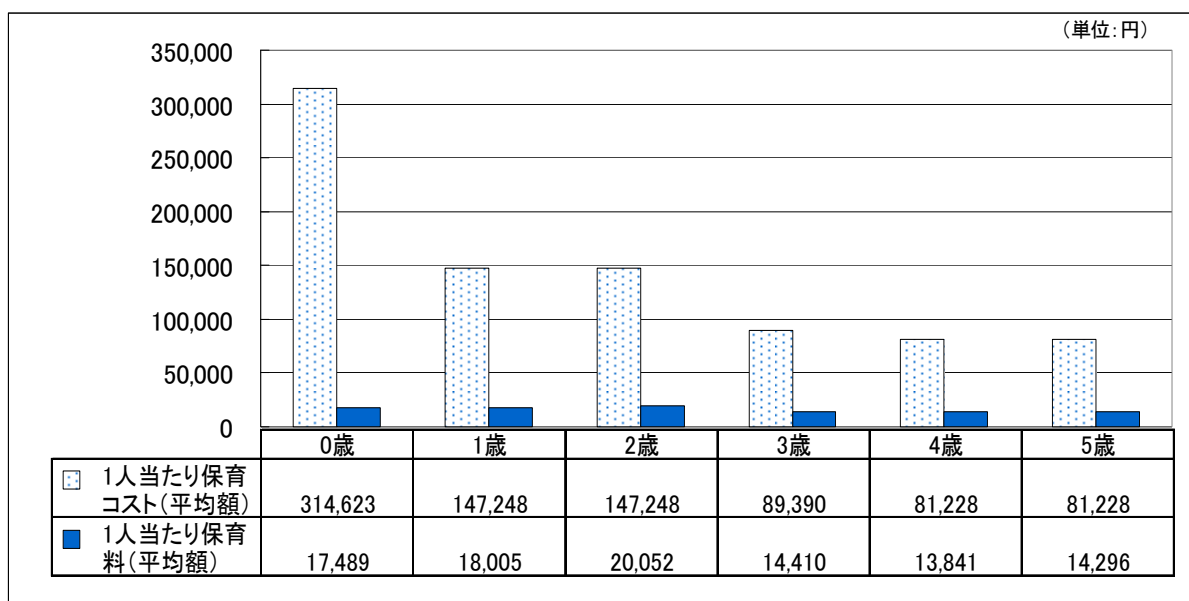
収入に基づく階層別区分の検討に当たっては、表Ⅰ－7（7 ページ）の階層区分と保育料、図Ⅰ－1（7 ページ）の階層別の人数分布に基づき行いました。はじめに、現行の 28 階層の区分が実態に応じた妥当な区分であるかどうかについて検討しました。表Ⅰ－6（6 ページ）において特徴的なのは、B および C 階層には、ひとり親世帯の区分があり、保育料の差が設けられている点です。これは、2004 年の町田市保育料問題懇談会の提言を受け、ひとり親世帯の収入が他の世帯に比べて低いことを重視して、設けられた区分です。一方、ひとり親世帯については、保育所入所選考時に加点されること、

ひとり親世帯を対象とした手当などの支援があることを考慮すると、入所後の保育料においてさらに差異を設けることが公平性の観点から妥当であるかについて検討すべきであると判断しました。

また B-1 階層（ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯）は、生活保護世帯である A 階層と同様に保育料は徴収されていません。国徴収基準額表にあるように、生活保護世帯においては保育料を徴収しない、と定められています。一方、市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯のみ保育料を徴収しないことについては、町田市が独自に定めたものです。この結果、同じ市町村民税非課税世帯でも、ひとり親世帯であるか否かにより他の区分より保育料の徴収に差があり、この点についても検討すべき課題と判断しました。さらに、階層区分の上限が所得税額 805,000 円以上の D-20 階層について、図 I-1（8 ページ）の階層別の人数分布を見ると、D-13 階層以降とほぼ同数もしくはそれ以上の分布となっています。したがって、D-20 階層で急激な増加となっていることは、所得税額 805,000 円以上については階層を細分化することが可能なのではないかと考え、実際の所得税額の状況を考慮し、上限額の見直しも検討すべき課題であると判断しました。

次に、年齢別の区分の検討にあたり、年齢別 1 人当たりの月額保育コストと保育料を図式化したものが図 II-3 です。なお 1 人当たりの月額保育料は実際に総額から人数で割り返した平均で算出したものであり、一方、1 人当たりの保育コストは運営経費を算定する際の年齢別基本単価の積算額によるものであるため実際額に基づく平均値ではありません。

図 II-3 年齢別 1 人当たりの月額保育コストと保育料(2010 年度)



この図を見ると、0歳児の保育コストが突出していることがわかります。これは、法律で定められている保育士の配置基準が0歳児においては他の年齢に比べ厳しいことが理由として挙げられます。

このような実情から0歳児の保育料を高く設定し、保育コストに応じた保育料とすべきという考え方がありますが、一方で、0歳で入所した場合、多くは就学まで継続して保育所に在籍するため、在籍期間中に複数年かけてバランスを取って負担してもらえば良いという考え方もあります。これについて2004年の保育料問題懇談会においては、出産時の臨時支出もあり家計への配慮が必要との趣旨から、0歳児のみを独立させた区分は見送るべきと判断しています。本検討委員会においても、0歳児については保育料が保育コストに応じたものではないとの実態は認めつつも、産休や育児休暇などにより世帯収入が減少している点を考慮すると、保育コストをそのまま反映させるような高い保育料は望ましくなく、現状の0～2歳の年齢区分に包含することが妥当であると判断しました。

また、0歳児以外の年齢別の保育料については、現在の区分における3歳と4、5歳の保育コストの差を見ると、4、5歳の保育コストは3歳の約91%となっており、差異は大きくないと考えます。そのため、収入に基づく階層別において課題として挙げた点を議論する際には、3歳と4、5歳の年齢別の保育料区分の妥当性についても併せて検討すべき課題であると判断しました。

3. 特別保育等の料金における課題

特別保育とは、認可保育所等で行われている保育サービスであり、認可保育所で行われる延長保育、一時保育、休日保育、年末保育などを指し、この他に病児・病後児保育があります。これらについては、実態の把握を行った後、保育コストの観点からの妥当性と、現在問題になっている料金未納の状況について検討しました。

延長保育は、認可保育所入所児童が利用する通常保育時間帯（午前7時～午後6時）以外の保育サービスであり、利用時間に応じた1回当たりの料金が設定されています。この料金体系には月の上限額が設けられており、午後6時から午後7時までは1回あたり600円、1ヶ月の上限額は3,000円となっています。つまり、1時間の延長保育を月に5回利用すると上限額に達し、6回目以上はその月内であれば実質負担なしで何度でも利用することができます。このことは、負担の公正性の観点において検討すべき課題であると判断しました。

一時保育は認可保育所利用者以外の、家庭で子どもを保育している方が一時的に利用する保育サービスです。また、休日保育は事前登録により休日に利用できる保育サービスで、年末保育は12月29日と30日に利用できる保育サービスです。これらは表Ⅱ-2のように、1回の利用について利用時間などにより料金が設定され、通常保育と同じ職員配置基準で実施されています。しかし料金体系においては、年齢に関わらず同一の料金となっており、コストに感じていないのが実情であり、見直しを検討すべき課題であると判断しました。

病児・病後児保育は、保護者が勤務等の都合により自ら看護を行うことが困難なときに、病院・保育園に併設した専用の施設で病期中や病気の回復期にある児童を一時預かりするサービスです。この病児・病後児保育についても、病児保育の方が病後児保育よりも職員を多く配置しているにもかかわらず病後児保育と同一の料金となっており、コストに応じた料金体系になっていません。したがって、利用料金体系の改善を検討すべき課題であると判断しました。

また、延長保育および一時保育の利用料金においては、滞納の問題もあります。町田市の公立の認可保育所では、納付書による後払いという徴収方法を取っていますが、これが滞納につながる一因と考えられます。特に一時保育については、利用した日から利用料の請求までに最長2ヶ月かかるため、前回の利用料を納める前に次の一時保育が利用できるといった状況があります。このため徴収方法についても、公平・公正の観点から、見直しすべき課題であると判断しました。

表Ⅱ-2 認可保育所等で行われている保育サービスの利用料金

| | 料金体系 | 利用対象者 |
|--------------|--|--|
| ※延長保育 | <ul style="list-style-type: none"> ・午後 6 時から午後 7 時まで 月額 3,000 円 日額 600 円 ・午後 6 時から午後 7 時 20 分まで 月額 4,000 円 日額 800 円 ・午後 6 時から午後 7 時 40 分まで 月額 5,000 円 日額 1,000 円 ・午後 6 時から午後 8 時まで 月額 6,000 円 日額 1,200 円 以下 午後 10 時までの区分 省略 <減免規定> 生活保護法により被保護世帯 無料 市民税非課税世帯 無料 | 認可保育所の入所児童の保護者が就労等により通常の保育時間以降に保育が必要な者 |
| ※一時保育 | <ul style="list-style-type: none"> ・午前 7 時から午前 8 時 30 分まで 1 時間 600 円 ・午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 4 時間以内の利用 日額 1,500 円 4 時間を超えた利用 日額 3,000 円 ・午後 5 時から午後 7 時まで 1 時間 600 円 ・食費相当分 給食(昼)200 円 ミルク及び離乳食 200 円 おやつ 100 円、補食 1 回 50 円 | 生後 8 週間から就学前までの者で保育の実施を受けていない(認可保育所に入所していない)町田市内に居住している者 * 事前登録が必要です |
| 休日保育 年末保育 | <ul style="list-style-type: none"> ・午前 7 時から午前 8 時 30 分まで 1 時間 600 円 ・午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 4 時間以内の利用 日額 1,600 円 4 時間を超えた利用 日額 3,200 円 ・午後 5 時から午後 7 時まで 1 時間 600 円 ・食費相当分 給食(昼)200 円 ミルク及び離乳食 200 円 おやつ 100 円、補食 1 回 50 円(年末保育は、利用者持参) | 【休日保育】 市内に居住しているおおむね満 1 歳から就学前の者であって保護者の勤務形態により、休日において保育が必要な者 * 事前登録が必要です 【年末保育】 市内の認可保育所に保育の実施を受けている生後 6 か月以上の者又は市内に居住している生後 6 か月から就学前の者で保護者が就労等により年末保育が必要な者 * 事前登録が必要です |
| 病児・ 病後児保育 | 1 回 2,000 円 <減免規定> 生活保護法により被保護世帯 無料 市民税非課税世帯 1,000 円 | 市内に住所を有する児童又は市外に住所を有し市内の認可保育所に通所している児童のうち、年齢がおおむね 1 歳から小学校 3 年生までの者で、疾患が病気回復期である者 * 事前登録が必要です |

※病児・病後児保育以外は、町田市の条例により定められており、公立の認可保育所の場合は上記利用料ですが、法人立の認可保育所では、利用料等が異なります。

4. その他

地区別の認可保育所待機児童者数については、表Ⅱ-3にあるように2012年4月1日現在で待機児童の一番少ない堺地区では25人、一番多い南地区では83人と倍以上の差があります。

町田市は、首都圏30～40km圏で神奈川県境に接しながら東京都南西部に位置し、多摩26市の比較では、市域面積については、八王子市、青梅市、あきる野市に次いで4番目、人口については、八王子市に次いで2番目となっています。

1980年代までに整備された住宅地では、家族構成や年齢構成が変化してきており、一方で近年大型マンションの建設により若年層が流入してきている地域もあります。このような特性が、地域ごとの待機児童数の差に影響していると考えられます。

現在町田市は、待機児童解消のため、認可保育所を待機児童の多い地区を中心に整備を進めています。この結果、地域別待機児童数の順位は各年度で変動しており、特定の地域に偏って待機児童数が増えている状況ではないと考えました。そのため検討委員会では、待機児童における地域の格差は町田市の現行の取組みが効果を上げていると判断し、改善が必要な検討対象には含めませんでした。なお町田市においては、今後も利用希望者に対応した施策を望みます。

表Ⅱ-3 地区別待機児童数(新定義)の推移

【各年4月1日現在】

| 年度 | 南地区 | 町田地区 | 忠生地区 | 鶴川地区 | 堺地区 | 合計 |
|------|--------|-------|--------|-------|-------|------|
| 2008 | ④ 32人 | ⑤ 27人 | ③ 37人 | ② 60人 | ① 78人 | 234人 |
| 2009 | ① 105人 | ④ 79人 | ③ 80人 | ② 85人 | ⑤ 68人 | 417人 |
| 2010 | ⑤ 69人 | ③ 79人 | ① 96人 | ② 80人 | ④ 72人 | 396人 |
| 2011 | ② 100人 | ③ 91人 | ① 115人 | ④ 82人 | ⑤ 47人 | 435人 |
| 2012 | ① 83人 | ② 69人 | ③ 63人 | ④ 53人 | ⑤ 25人 | 293人 |

※①、②等は地区内での順位を表しています。

第Ⅲ章 検討した課題および提言

本章では、第Ⅱ章で抽出した課題ごとに、検討委員会で検討した内容とそれに基づく提言を示します。

なお、抽出した課題を検討するに当たって、認可保育所やその他の保育サービスを利用している児童の保護者だけでなく、家庭で子育てをしている保護者など、町田市で子育てをするすべての未就学児をもつ世帯に対して、子育て支援となる保育サービスの提供と、継続的な保育の質を確保するための保育料の在り方を考えるという観点を基礎としました。

課題－1

認可保育所と認可外保育施設の保育料の利用者負担における格差の改善

町田市の認可保育所における待機児童の解消が早急に望まれる中、認可外保育施設に在籍しながら認可保育所への入所待ちをする実態があり、年々増加の傾向にあります。

このような現状において、第Ⅱ章で検討したように認可保育所と認可外保育施設の利用の差異が、さまざまな事情により発生していると考えられることを考慮すると、保育料の利用者負担の格差は解消の方向に向かうべきという結論に至りました。その具体的方法としては、意識調査のアンケートによる意見も考慮した結果、負担の格差改善のためには、まずは認可保育所の利用者負担である保育料を引き上げる方向で見直すことが必要であると考えました。なおその際に、影響度合いや個々の置かれた状況などに考慮した内容であるべき、ということで一致しました。

これらを踏まえて、認可保育所の保育料見直しについては、以下の5項目において行うことを提言いたします。

提言 1-①

認可保育所保育料の増額幅は平均 3,000 円程度、上限は 5,000 円とすることが望ましい

- ・未就学児を保育する世帯からの意識調査アンケートの回答<16 ページ 図 I-4、図 I-5 参照>を考慮した結果、認可保育所の保育料については、1,000 円から 5,000 円までの範囲での増額が容認しうる範囲と判断し、平均 3,000 円程度の見直しが望ましいとの結論に至りました。

提言 1-②

保育料の増額に当たっては、応益負担の原則に基づく保育料としつつ、応能負担の考え方も考慮し、収入が少ない人等にも配慮を行う

- ・1997 年の児童福祉法改正では、受けるサービスが同じなら、同じ負担とする（応益負担）という考え方が示されました。一方、意識調査のアンケート結果では、受けるサービスが同じなら同じように負担、所得も考慮すべき（応益負担＋応能負担）という意見が過半数を占め、利用者の所得に応じた負担（応能負担）とする回答と合わせると 9 割を超えています。このため、保育料の改定にあたっては必ず配慮すべき内容であるとの結論に至りました。

提言 1-③

保育料の年齢区分は、0～2 歳と 3～5 歳の 2 区分が妥当である

- ・第Ⅱ章の課題で述べたように、3 歳と 4、5 歳では保育コストに大きな差は見られないのが実態です。したがって、今回の認可保育所保育料の見直しに併せて年齢区分を 2 区分とすることが望ましいとの結論に至りました。

提言 1-④

保育料増額の急激な影響を緩和するよう調整することが望ましい

- ・2011年度までの各階層の分布は図 I-1（8 ページ）となっています。収入の少ない人に配慮しつつ、保育料増額による急激な影響を緩和するには、中間階層の人数が多くなるよう調整することが望ましいとの結論に至りました。このため特に人数が多い階層については、階層の細分化を提言します。また階層別の上限となる D-20 階層についても、人数も多くなっている状況から、上限額の変更および細分化することが考えられます。

提言 1-⑤

階層区分におけるひとり親世帯の区分は、収入に応じた階層に統合することが望ましい

- ・ひとり親世帯については、第Ⅱ章の課題についての記載において、置かれている状況の検討をしました。この結果、ひとり親世帯でかつ収入が少ない場合は、保育所入所選考時の配慮や手当等の支援があることを考慮すると、保育料においてひとり親世帯について区分する必要性は小さいと判断し、収入に応じた階層区分にまとめることは可能であるとの結論に至りました。
- ・上で示した階層の統合を行うと、現行では保育料を徴収していないひとり親世帯で市町村民税非課税の B-1 階層と、保育料を徴収している B-2 階層がひとつになると考えられます。この階層におけるひとり親世帯の場合は、収入以外においても様々な負担が大きいと推測されるため、階層を統合するのであれば、下の階層である B-1 階層に合わせ保育料は徴収しないという考えが必要なのではないかという意見がありました。一方、応益負担の原則を踏まえると、小額であっても保育料を徴収することは必要であり、階層を統合した場合の保育料を、現在保育料を徴収している B-2 階層における月額約 1,200 円を下回る金額設定にするなどの配慮を行うことにより実際の影響を低く抑えられるのではないかという意見もありました。
- ・検討委員会としては、原則ひとり親世帯については統合し、個別の区分は廃止することを提言しますが、今後保育料を見直す際には、ひとり親世帯の実態把握は不可欠であると考えます。

課題－2

特別保育等の料金体系の見直しについて

延長保育、一時保育、休日保育・年末保育、病児・病後児保育の特別保育等においては、利用料が保育コストに必ずしも対応していません。それぞれの保育サービスにおいて個別の課題がありましたので、以下の5項目に提言をまとめました。

提言 2－①

延長保育の料金において、延長保育が開始される午後6時から7時までの1時間の区分を細分化することが望ましい

- ・公立の認可保育園の延長保育は、現行では午後6時から7時までは1時間単位の料金設定となっており、1分超過でも59分超過でも同じ料金になります。よりきめ細かな料金体系とすることは、利用者にとって望ましいものであり、30分単位の料金設定が妥当ではないかとの結論に至りました。

提言 2－②

延長保育の月額利用料金の上限である日額5日分を見直すことが望ましい

- ・現在、認可保育所の延長保育においては、月額利用料金の上限は日額の5日分と定められています。したがって延長保育を5日しか利用しなかった利用者と、5日を超える利用者において利用料が同額であることは、1回あたりの利用料金に換算すると利用すればするほど安くなるということになります。延長保育においても、保育士の適正配置が必要にもかかわらず利用料金が減少していくことは、保育料と保育コストの乖離が大きくなることを意味します。また、利用状況により1回あたりに換算した利用料金に大きな格差が生じているという点においては、利用者間の格差をもたらしており、公平性の観点からも見直す必要があり、具体的には月額利用料金となる上限の日数の見直しが望ましいとの結論に至りました。
- ・上限の日数については、通常保育と異なり、追加的保育サービスの側面を考えると、応益負担の原則に、より近い形でもよいのではないかとこの観点から、町田市の保育所

入所要件が「週3日かつ1日4時間以上児童の保育にあたれない」であることを考慮し、月に換算した12日を上限としたらどうかという意見がありました。

- ・一方で、延長保育は通常保育とは異なり、収入に応じた料金設定とはなっていません。このため、上限となる日数の増加程度によっては、通常保育で意図している収入に応じた配慮を打ち消してしまう可能性があります。また町田市の地理的特性上、都内に通勤している場合などは恒常的に延長保育を利用する割合も低くないため、上限日数の増加がそのまま利用者の負担増となり、人によっては急激な料金負担の増額となる可能性があるとの意見が出されました。特に兄弟姉妹で延長保育を利用している世帯は、負担が大きくなることが懸念されます。したがって、上限日数を見直す場合には、料金負担の増加による影響を考慮した、きめ細かな対応が望まれます。

提言 2-③

一時保育、休日保育、年末保育について、年齢別の料金体系とすることが望ましい

- ・認可保育所の保育料は、収入に応じた階層が同じであっても、保育コストに影響する職員配置基準に対応した年齢別の料金が設定されています。一方、一時保育、休日保育、年末保育は通常保育と同じ職員配置基準で実施されているにもかかわらず、全年齢とも同一料金となっています。結果として、利用料金と保育コストが対応していない状況が生じています。このため負担の公平性確保の観点から、利用料金は年齢別区分を設けた料金体系に基づくことが望ましいとの結論に至りました。

提言 2-④

病児保育と病後児保育の利用料金は、区分することが望ましい

- ・病児保育は、病後児保育に比べより手厚い体制が必要であり、保育コストに差があります。現状では同一の料金体系となっているため、利用料金と保育コストの対応がなされておらず、改善されることが望ましいとの結論に至りました。したがって、料金体系を区分し、保育コストのかかる病児保育の利用料は、病後児保育の利用料に対して高めに設定することが妥当であるとの結論に至りました。

提言 2-⑤

延長保育と一時保育における滞納状況を改善するために、徴収方法を見直すことが望ましい

- ・延長保育と一時保育の滞納問題については、公平・公正の観点からも改善すべき問題であると言えます。利用者が納付しやすい体制や方法を整備することが、滞納状況の改善のためには必要であるとの結論に至りました。

第Ⅳ章 提言に基づくシミュレーション

本章では、第Ⅲ章でまとめた提言に基づく、シミュレーションを提示します。

表Ⅳ-1 は、第Ⅲ章の提言に基づき、認可保育所保育料見直しのシミュレーションを行い、提言で示された条件に合致した一例を示したものです。表Ⅳ-2 は、シミュレーションに基づく保育料徴収基準額表の見直し案にあてはめた時の、現行の保育料徴収基準額表からの引き上げ額を表したものです。

表Ⅳ-1 見直し案保育料徴収基準額表の見直し案(右表は現行保育料徴収基準額表)

| 見直し案保育料徴収基準額表 | | | | 現行保育料徴収基準額表 | | | | | |
|-------------------------|---|----------------------------|--------|--------------|--------|--------|-------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収金基準額(児童単位) | | 徴収金基準額(児童単位) | | | 各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分 | | |
| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児 | 3歳以上児 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 | 階層区分 | 定義 | |
| A | 生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | A | 生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯 | |
| B | A階層及びD階層を除く世帯で、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | | 0 | 0 | 0 | B-1 | ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯 | |
| C-1 | | 均等割のみ課税されている世帯 | | 1,300 | 1,200 | 1,200 | B-2 | ひとり親世帯等を除き、市町村民税非課税世帯 | |
| C-2 | | 所得税非課税世帯で、所得割20,000円未満の世帯 | 4,400 | 3,800 | 2,700 | 2,200 | 2,200 | C-1 | ひとり親世帯等で、均等割のみ課税されている世帯 |
| C-3 | | 所得税非課税世帯で、所得割20,000円以上の世帯 | 5,300 | 4,600 | 2,900 | 2,300 | 2,300 | C-2 | ひとり親世帯等を除き、均等割のみ課税されている世帯 |
| C-3 | | 所得税非課税世帯で、所得割20,000円以上の世帯 | 6,300 | 5,600 | 3,400 | 2,700 | 2,700 | C-3 | ひとり親世帯等で、所得割が課税されている世帯 |
| D-1 | A階層を除き前年度の所得税課税世帯で、その額が右の区分に該当する世帯 | 3,000円未満 | 7,500 | 7,100 | 4,500 | 4,300 | 4,100 | D-1 | 3,000円未満 |
| D-2 | | 3,000円以上 6,000円未満 | 9,700 | 8,600 | 6,600 | 5,700 | 5,500 | D-2 | 3,000円以上 6,000円未満 |
| D-3 | | 6,000円以上 15,000円未満 | 12,900 | 10,100 | 9,700 | 7,200 | 6,900 | D-3 | 6,000円以上 15,000円未満 |
| D-4 | | 15,000円以上 30,000円未満 | 16,400 | 12,300 | 13,100 | 9,400 | 9,000 | D-4 | 15,000円以上 30,000円未満 |
| D-5 | | 30,000円以上 45,000円未満 | 19,200 | 14,200 | 15,700 | 11,200 | 10,700 | D-5 | 30,000円以上 45,000円未満 |
| D-6 | | 45,000円以上 60,000円未満 | 22,300 | 16,000 | 18,700 | 13,600 | 12,400 | D-6 | 45,000円以上 60,000円未満 |
| D-7 | | 60,000円以上 75,000円未満 | 25,100 | 17,600 | 21,400 | 15,200 | 13,900 | D-7 | 60,000円以上 75,000円未満 |
| D-8 | | 75,000円以上 90,000円未満 | 27,900 | 19,400 | 24,100 | 17,100 | 15,600 | D-8 | 75,000円以上 90,000円未満 |
| D-9 | | 90,000円以上 110,000円未満 | 29,700 | 20,400 | 27,600 | 19,200 | 17,500 | D-9 | 90,000円以上 125,000円未満 |
| D-10 | | 110,000円以上 135,000円未満 | 31,500 | 21,400 | 30,200 | 20,900 | 19,000 | D-10 | 125,000円以上 166,000円未満 |
| D-11 | | 135,000円以上 166,000円未満 | 34,200 | 23,000 | 32,600 | 22,500 | 20,500 | D-11 | 166,000円以上 207,000円未満 |
| D-12 | | 166,000円以上 207,000円未満 | 36,600 | 24,500 | 35,100 | 23,900 | 21,800 | D-12 | 207,000円以上 251,000円未満 |
| D-13 | | 207,000円以上 251,000円未満 | 39,100 | 25,800 | 37,400 | 25,400 | 23,100 | D-13 | 251,000円以上 295,000円未満 |
| D-14 | | 251,000円以上 295,000円未満 | 41,400 | 27,100 | 39,600 | 27,000 | 24,600 | D-14 | 295,000円以上 340,000円未満 |
| D-15 | | 295,000円以上 340,000円未満 | 43,600 | 28,600 | 41,700 | 28,600 | 26,000 | D-15 | 340,000円以上 390,000円未満 |
| D-16 | | 340,000円以上 390,000円未満 | 45,800 | 30,100 | 43,900 | 30,200 | 27,500 | D-16 | 390,000円以上 490,000円未満 |
| D-17 | | 390,000円以上 490,000円未満 | 48,000 | 31,600 | 46,400 | 31,900 | 29,000 | D-17 | 490,000円以上 595,000円未満 |
| D-18 | | 490,000円以上 595,000円未満 | 50,500 | 33,100 | 48,900 | 33,600 | 30,600 | D-18 | 595,000円以上 700,000円未満 |
| D-19 | | 595,000円以上 700,000円未満 | 53,000 | 34,700 | 51,400 | 35,400 | 32,200 | D-19 | 700,000円以上 805,000円未満 |
| D-20 | | 700,000円以上 805,000円未満 | 55,500 | 36,400 | 53,800 | 35,400 | 32,200 | D-20 | 805,000円以上 |
| D-21 | | 805,000円以上 1,000,000円未満 | 58,000 | 38,800 | | | | | |
| D-22 | | 1,000,000円以上 | 58,800 | 37,200 | | | | | |

表Ⅳ－２ 現行保育料徴収基準額表からの引き上げ額

| 現行階層 | 見直し案による階層 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|------|-----------|-------|-------|-------|
| A | A | 0 | 0 | 0 |
| B-1 | B | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| B-2 | | -300 | -200 | -200 |
| C-1 | C-1 | 1,700 | 1,600 | 1,600 |
| C-2 | | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| C-3 | C-2 | 1,900 | 1,900 | 1,900 |
| C-4 | | 1,700 | 1,800 | 1,800 |
| C-5 | C-3 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| D-1 | D-1 | 3,000 | 2,800 | 3,000 |
| D-2 | D-2 | 3,100 | 2,900 | 3,100 |
| D-3 | D-3 | 3,200 | 2,900 | 3,200 |
| D-4 | D-4 | 3,300 | 2,900 | 3,300 |
| D-5 | D-5 | 3,500 | 3,000 | 3,500 |
| D-6 | D-6 | 3,600 | 2,400 | 3,600 |
| D-7 | D-7 | 3,700 | 2,400 | 3,700 |

| 現行階層 | 見直し案による階層 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|------|-----------|-------|-------|-------|
| D-8 | D-8 | 3,800 | 2,300 | 3,800 |
| D-9 | D-9 | 2,100 | 1,200 | 2,900 |
| | D-10 | 3,900 | 2,200 | 3,900 |
| D-10 | D-11 | 4,000 | 2,100 | 4,000 |
| D-11 | D-12 | 4,000 | 2,000 | 4,000 |
| D-12 | D-13 | 4,000 | 1,900 | 4,000 |
| D-13 | D-14 | 4,000 | 1,700 | 4,000 |
| D-14 | D-15 | 4,000 | 1,600 | 4,000 |
| D-15 | D-16 | 4,100 | 1,500 | 4,100 |
| D-16 | D-17 | 4,100 | 1,400 | 4,100 |
| D-17 | D-18 | 4,100 | 1,200 | 4,100 |
| D-18 | D-19 | 4,100 | 1,100 | 4,100 |
| D-19 | D-20 | 4,100 | 1,000 | 4,200 |
| D-20 | D-21 | 4,200 | 1,400 | 4,600 |
| | D-22 | 5,000 | 1,800 | 5,000 |

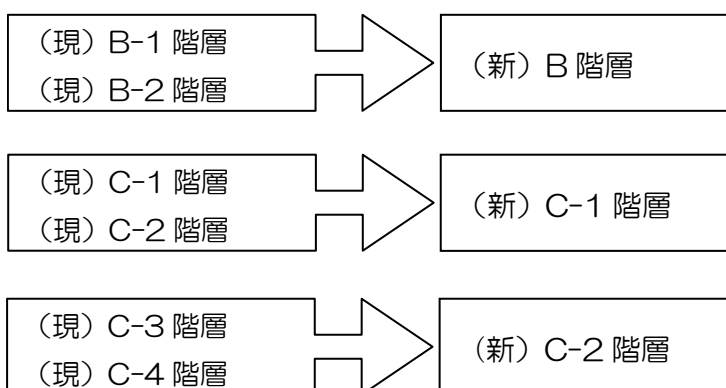
【現行保育料徴収基準額表との差異】

■ 徴収基準額の増額 提言 1－①、②に対応

※見直し案では、高所得階層になるにつれて引き上げ幅を増やしており、低所得者層ほど引き上げ幅は小さくなっています。

また、各階層の引き上げ幅は、平均 3,000 円、上限 5,000 円となるように調整しています。

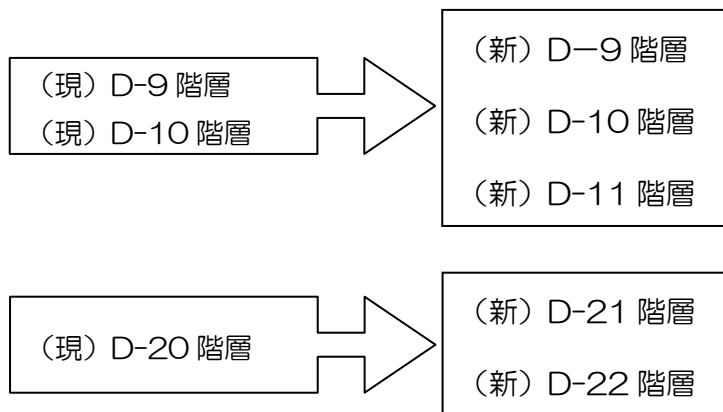
■ 所得階層の統合 提言 1－⑤に対応



※提言 1－⑤より、B階層、C階層のひとり親世帯の区分を廃止します。

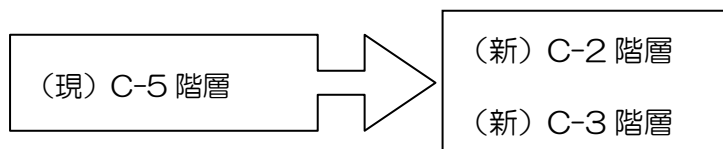
※提言 1-⑤のうち、このシミュレーションでは、新 B 階層から保育料を徴収するモデルを採用しました。これにより B-1 階層はいままで無料でしたが、月 1,000 円の負担になります。B-2 階層については減額となります。

■所得階層の細分化 提言 1-④に対応



※階層を区分する所得税額を変更し、かつ細分化を行いました。これにより、見直し案における保育料徴収基準額表の D-22 階層における 3 歳未満児区分は現行保育料徴収基準額表の D-20 階層から 5,000 円の増額となっています。

■所得階層を区分する税額の変更 提言 1-②、④に対応



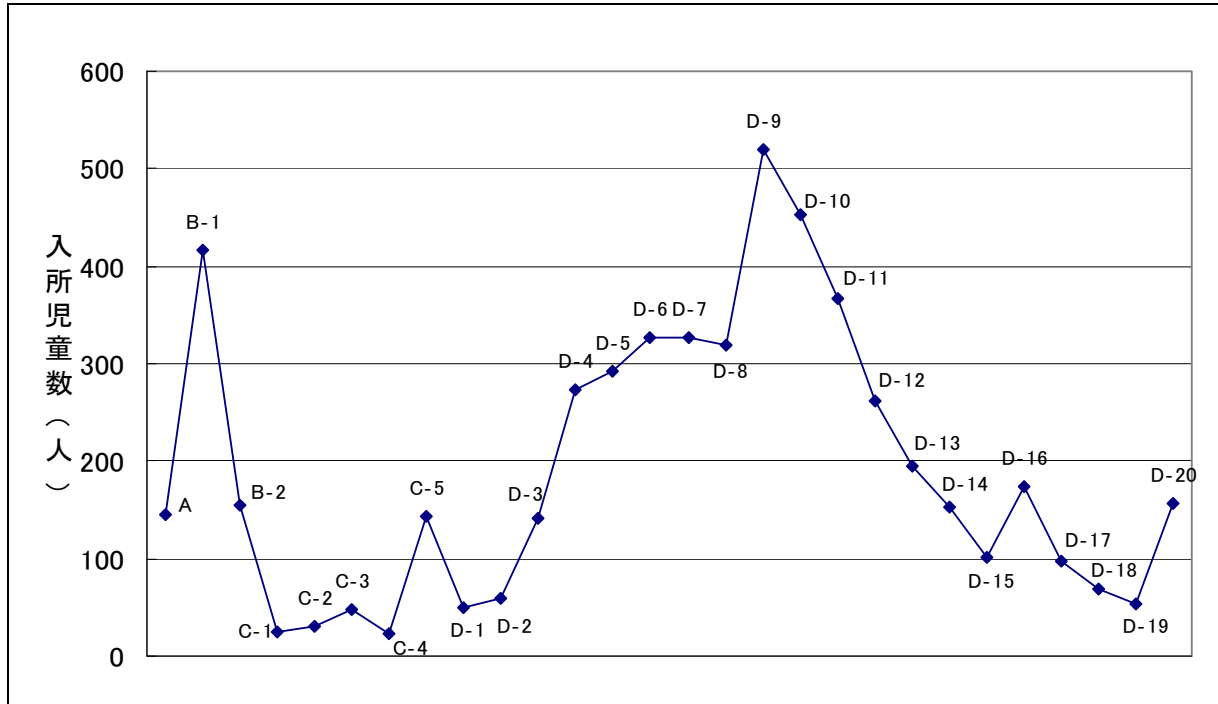
※1 つ下の階層と区分される所得割額を 5,000 円から 20,000 円へ変更しました。

■年齢区分の統合 提言 1-③に対応

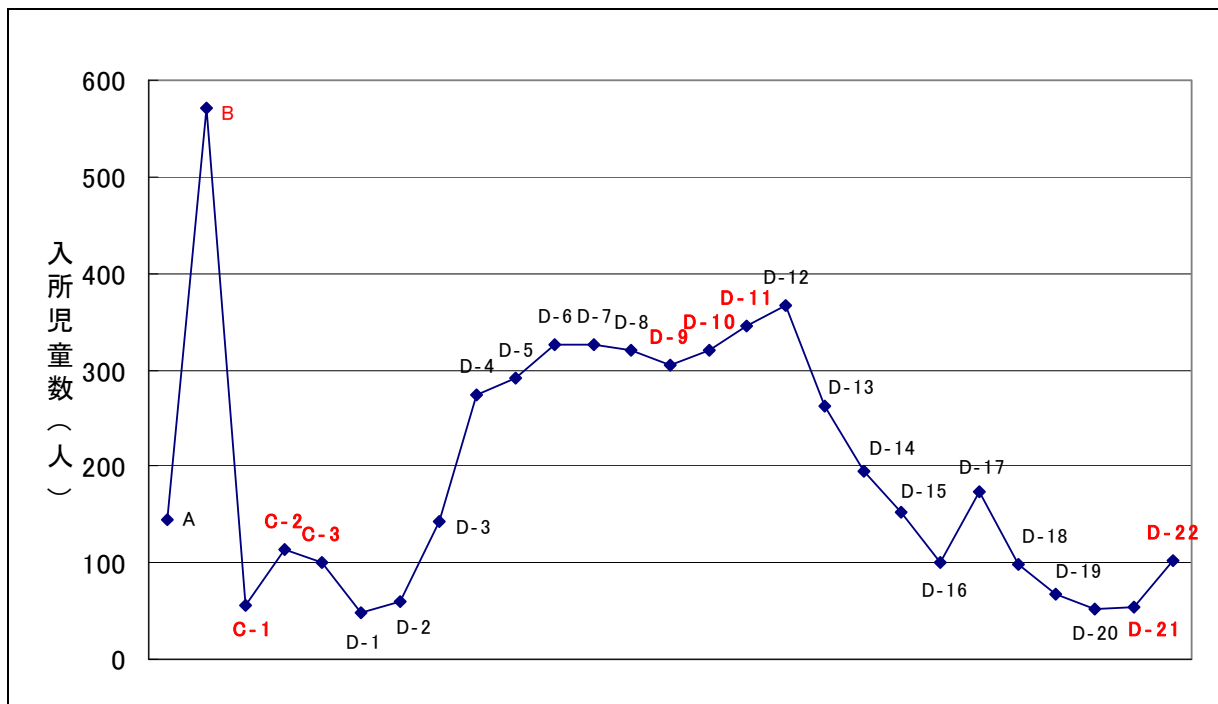
現行保育料徴収基準額表における 3 歳児区分と 4 歳以上児区分を統合しました。

図Ⅳ－１は、現行の保育料徴収基準額表での階層ごとの入所児童数の分布で、図Ⅳ－２は、提言 1－④を受けてシミュレーションした結果の階層ごとの入所児童数の分布を表したものです。

図Ⅳ－１ 保育料階層の分布(現行)



図Ⅳ－２ 保育料階層の分布(見直し案)



シミュレーションした見直し案の図Ⅳ-2 で分布を見ると、B 階層が最も多くなっており、(現) C-4、C-5 階層を区分する所得割額を変更したことで(現) C-5 階層が突出して人数が多い状態が解消されました。また、(現) D-9、D-10 階層の 2 つを細分化し、3 階層に分けたことで、見直し案による図Ⅳ-2 を見ると、見直し後の D-9、D-10、D-11 階層ではなだらかになっています。また、(現) D-20 階層を 2 つに細分化したことにより、上限のピークがなだらかになりました。

表Ⅳ-2 は、2012 年 3 月時点の利用者データを基に、多子減免(第 1 子は保育料全額、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料)の制度を適用した上で、表Ⅳ-1 でシミュレーションした階層区分に割り当て、市の歳入を計算したものです。この結果から、市の歳入は見直し案の基準で年間 1,249,557,000 円となります。これを 2011 年度の実績と比較すると 171,313,450 円の増額となりました。また、1 人当たりの月額保育料は 19,387 円となり、現行の負担割合(1 人当たり月額 16,779 円)と比較すると、2,608 円の増額となりました。この金額は、提言 1-①の増額幅の範囲に収まることになりました。

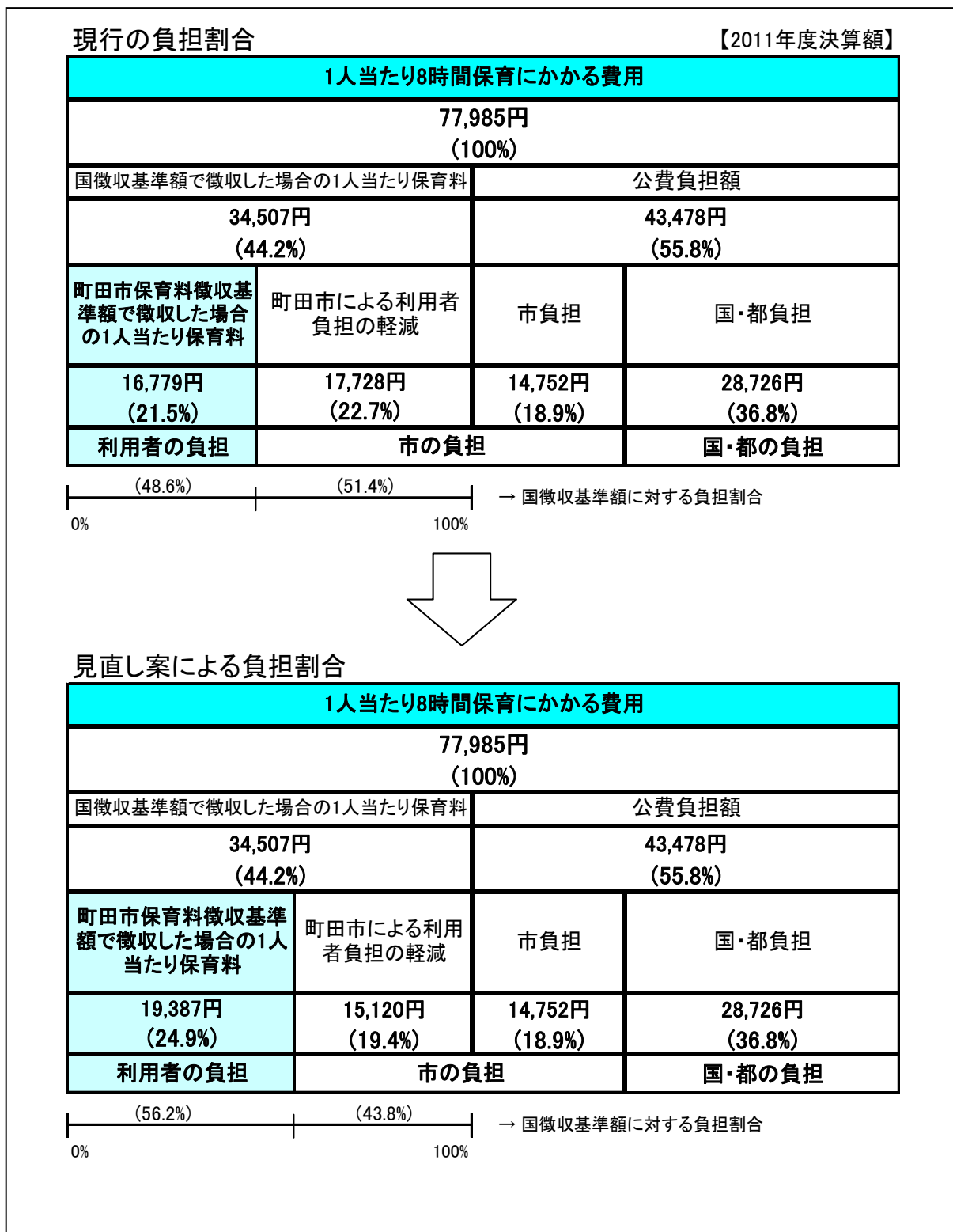
表Ⅳ－２ 見直し案の徴収基準による徴収額

| 階層 | 定義 | 人数 | 市の歳入(1ヶ月) | 市の歳入(年間) | 1人あたり月額保育料 | |
|----------|--|----------------------------|-------------|---------------|-------------|--------|
| A | 生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯 | 145 | 0 | 0 | 0 | |
| B | A階層及びD階層を除く世帯 | 571 | 517,500 | 6,210,000 | 906 | |
| C-1 | 均等割のみ課税されている世帯 | 55 | 175,700 | 2,108,400 | 3,195 | |
| C-2 | 所得税非課税世帯で、所得割20,000円未満の世帯 | 114 | 487,500 | 5,850,000 | 4,276 | |
| C-3 | 所得税非課税世帯で、所得割20,000円以上の世帯 | 100 | 505,400 | 6,064,800 | 5,054 | |
| D-1 | A階層を除き前年度の所得税課税世帯で、その所得税の額が右の区分に該当する世帯 | 3,000円未満 | 49 | 314,650 | 3,775,800 | 6,421 |
| D-2 | | 3,000円以上 6,000円未満 | 59 | 461,050 | 5,532,600 | 7,814 |
| D-3 | | 6,000円以上 15,000円未満 | 142 | 1,392,950 | 16,715,400 | 9,810 |
| D-4 | | 15,000円以上 30,000円未満 | 273 | 3,308,700 | 39,704,400 | 12,120 |
| D-5 | | 30,000円以上 45,000円未満 | 292 | 4,237,400 | 50,848,800 | 14,512 |
| D-6 | | 45,000円以上 60,000円未満 | 326 | 5,359,650 | 64,315,800 | 16,441 |
| D-7 | | 60,000円以上 75,000円未満 | 327 | 6,005,150 | 72,061,800 | 18,364 |
| D-8 | | 75,000円以上 90,000円未満 | 320 | 6,696,450 | 80,357,400 | 20,926 |
| D-9 | | 90,000円以上 110,000円未満 | 305 | 6,712,200 | 80,546,400 | 22,007 |
| D-10 | | 110,000円以上 135,000円未満 | 321 | 7,491,950 | 89,903,400 | 23,339 |
| D-11 | | 135,000円以上 166,000円未満 | 346 | 8,530,900 | 102,370,800 | 24,656 |
| D-12 | | 166,000円以上 207,000円未満 | 366 | 9,767,500 | 117,210,000 | 26,687 |
| D-13 | | 207,000円以上 251,000円未満 | 262 | 7,350,700 | 88,208,400 | 28,056 |
| D-14 | | 251,000円以上 295,000円未満 | 195 | 5,874,500 | 70,494,000 | 30,126 |
| D-15 | | 295,000円以上 340,000円未満 | 153 | 4,621,100 | 55,453,200 | 30,203 |
| D-16 | | 340,000円以上 390,000円未満 | 101 | 3,448,250 | 41,379,000 | 34,141 |
| D-17 | | 390,000円以上 490,000円未満 | 173 | 6,079,200 | 72,950,400 | 35,140 |
| D-18 | | 490,000円以上 595,000円未満 | 98 | 3,739,500 | 44,874,000 | 38,158 |
| D-19 | | 595,000円以上 700,000円未満 | 68 | 2,442,300 | 29,307,600 | 35,916 |
| D-20 | | 700,000円以上 805,000円未満 | 53 | 2,038,750 | 24,465,000 | 38,467 |
| D-21 | | 805,000円以上 1,000,000円未満 | 54 | 2,192,600 | 26,311,200 | 40,604 |
| D-22 | | 1,000,000円以上 | 103 | 4,378,200 | 52,538,400 | 42,507 |
| | 合計 | 5,371 | 104,129,750 | 1,249,557,000 | 19,387 | |
| 2011年度実績 | | | 89,853,629 | 1,078,243,550 | 16,779 | |

※1人あたり月額保育料は市の歳入(1ヶ月)を階層人数で割って計算しました。

図Ⅳ－３は、認可保育所における１人当たり８時間の保育にかかる費用の負担割合について、保育コストに占める現行の基準額表で徴収した場合の平均保育料額（利用者負担額）と見直し案で徴収した場合の平均保育料額とを比較したものです。

図Ⅳ－３ 保育コストに占める利用者と行政の負担割合



シミュレーションした基準額表から算出した平均保育料による利用者負担は 19,387 円となり、これは月額保育経費の 24.9%に当たります。この値は 2004 年に「町田市保育料問題懇談会」で示された 25%に収まる結果となりました。また、現行の保育料 16,779 円（21.6%）と比較すると、金額で 2,608 円、割合で 3.4 ポイントの増加です。一方、町田市の利用者負担軽減額は、現行の 17,728 円（22.7%）が 15,120 円（19.4%）となります。この金額は認可外保育施設に対して町田市が行っている利用者負担軽減額（保護者補助金）15,000 円とほぼ同額となります。

おわりに

本報告ではここまで、町田市における保育サービスの現状と問題点、保育料等に関する課題、そして提言を述べてまいりましたが、おわりにあたって本編では言及しきれなかった課題等について述べ、今後の参考にさせていただければと思いここに記すこととします。

町田市では、保育サービス 3 ヶ年計画「保育施設緊急整備計画」が策定されており、2012 年度から 2014 年度までの 3 ヶ年で認可保育所を中心に、幼保連携型の認定こども園等の整備により 851 人の入所定員を増やす計画となっています。待機児童解消の必要性は多くの方から理解を得ていると思われませんが、今回実施した市民意識調査のアンケートにおいて、家庭でお子さんを保育している方から一時保育の充実や、地域の遊び場の充実など様々なサービスの拡充や子育ての環境整備を求める意見がありました。

認可保育所や認可外保育施設などの保育料の整合性を確保しながら、併せて子育て世帯を支援していくことが大切です。

今回私たちがまとめた提言は、認可保育所の保育料の引き上げを含むものであり、特別保育（延長保育や一時保育など）の利用料金の見直しについても言及しました。しかし、一方で認可保育所の入所や、特別保育の利用が経済的な理由で抑制されることのないよう、子育て世帯の家計への負担に配慮しながら見直しをすることが必要です。

また、保育料等の在り方を検討していく中で、保育の質の向上に向けて取り組むことの重要性を強く認識しました。何をもって保育の質と捉えるかについては、保育の提供者や利用者の立場などにより様々ですが、子どもの健やかな成長につながるようさらなる質の向上を図る必要があると思います。そのためには、今後、定期的に保育料等の在り方について見直す体制づくりが必要であると考えます。

最後に、「町田市保育料等の在り方検討委員会」を発足し、7 回にわたる議論を重ねてまいりましたが、検討委員会での議論の参考として、保育料等に関する意識調査（市民アンケート）を実施させていただきました。質問項目の多いアンケートであったにも関わらず、800 人（回収率 40%）と多くの方から回答をいただき、関心の高さを感じるとともに、身の引き締まる思いで議論を進めさせていただきました。アンケートにご協力いただいた方には、この場をお借りして御礼申し上げます。

今回の報告書が、町田市の子ども一人ひとりの健やかな成長につながり、次世代を担う子どもたちの支援の一助となることを切に望みます。

資料編

1. 町田市保育料等の在り方検討委員会 委員名簿

| | 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|------|--------|--------------------------------|
| 委員長 | 安登 利幸 | 亜細亜大学大学院 アジア・国際戦略研究科 教授 |
| 副委員長 | 後藤 範子 | 東京家政学院大学現代生活学部 准教授 |
| 委員 | 神山 和美 | 株式会社 日本経済研究所 |
| 委員 | 小林 園子 | こばやし会計事務所 公認会計士 |
| 委員 | 吉浦 和幸 | 社会福祉法人三輪愛光会 三輪保育園 園長 |
| 委員 | 矢口 政之 | 学校法人矢口学園 高ヶ坂幼稚園 園長 |
| 委員 | 横山 美知子 | 株式会社小田急ライフアソシエ 小田急ムック鶴川園 園長 |
| 委員 | 佐藤 恵美子 | 民生委員・児童委員 |
| 委員 | 奥村 有紀子 | 市民公募 |

2. 開催日程

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 6月27日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長、副委員長の選出について 2. 今後の検討の在り方について 3. 市民アンケートの実施について 4. その他 |
| 第2回 | 7月25日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 認可保育所の保育料に関する現状分析 2. 保育料等に関するアンケートの分析について 3. その他 |
| 第3回 | 8月29日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育料等に関する意識調査結果(速報) 2. 認可と認可外保育施設の公平性について 3. 保育料等に関する在り方について 4. その他 |
| 第4回 | 9月26日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用料の見直し方法について 2. 保育サービスの質や特別保育等について 3. 報告書(骨子案)について 4. その他(「保育料等に関する意識調査報告書(確定版案)」について) |
| 第5回 | 10月24日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 適正な保育料の在り方について 2. 各種保育サービスの公費負担・利用者負担について 3. 特別保育等について 4. 報告書(案)について |
| 第6回 | 11月14日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 報告書(案)について |
| 第7回 | 12月3日(月) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 報告書(案)について |

3. 町田市保育料等の在り方検討委員会設置要綱

第1 設置

児童の保育に関し保護者が負担する費用の在り方に関し検討するため、町田市保育料等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 市内の次に掲げる施設における保育に係る保育料の在り方に関すること。

ア 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設のうち保育所をいう。）

イ 認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）により東京都知事が認証した施設をいう。以下同じ。）

ウ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により都道府県知事の認定を受けた施設をいう。）

(2) 町田市家庭的保育事業等実施要綱（2011年1月1日施行）第12に規定する保育料の在り方に関すること。

(3) 特別保育料（町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例（平成14年12月町田市条例第54号）第7条に規定する特別保育料をいう。）の在り方に関すること。

(4) 保育料等に係る保護者の負担の公平性に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 4人以内

(2) 町田市私立幼稚園協会の代表 1人

(3) 町田市法人立保育園協会の代表 1人

(4) 市内の認証保育所の代表 1人

(5) 町田市民生委員児童委員協議会の代表 1人

(6) 公募による市民 2人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、子ども生活部子育て支援課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2012年6月27日から施行する。
- 2 この要綱は、2013年3月31日限り、その効力を失う。

保育料等の在り方検討委員会報告書

【発行年月】

2012年12月

【発行・編集】

町田市保育料等の在り方検討委員会

【刊行物番号】

12-56